

桂川町第7期高齢者福祉計画

みんなが元気！ 誰もが笑顔！
自立と支えあいで作るほほえみのまち “けいせん”



平成30年3月

桂川町

はじめに

本町は「文化の薫り高い心豊かなまちづくり」を基本理念として、「第5次桂川町総合計画」では「協働で未来（夢）を拓く～笑顔あふれるまち“けいせん”」を将来像とし、町づくりひとづくりを推進しています。

総合計画では、健康・福祉の充実を基本施策として「高齢者や障がい者がいきいきと安心できる暮らしの支援」を掲げ、高齢者福祉の充実に取り組んできました。

また、我が国の高齢化率は、平成28（2016）年10月1日現在、27.3%と過去最高となっています。本町においては、平成29年9月末現在における65歳以上の高齢者人口が4,462人で高齢化率は32.5%となっており、国や県（平成29年10月1日現在26.4%）よりも早いペースで高齢化が進んでいます。

このような状況に対応すべく、国では、2017（平成29）年6月の介護保険制度改正において「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「介護保険制度の持続可能性の確保」を打ち出しました。

本町においても、団塊の世代が75歳以上となり医療・介護等の需要の急増が予想される2025（平成37）年を見据え、医療や介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて引き続き取組を進めていく必要があります。

本計画の基本理念「みんなが元気！誰もが笑顔！自立と支えあいをつくるほほえみのまち“けいせん”」を達成するため、①地域で支え合う仕組みづくり、②健康づくりと介護予防の推進、③自立と安心につながる支援の充実、④介護保険給付事業の適正化という4つの基本目標を定め、各施策の推進に努めてまいります。

町民の皆さまをはじめ、各関係機関の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びになりますが、この計画策定にあたり、ご尽力いただきました「桂川町高齢者福祉施策推進協議会」の皆様をはじめ、ご意見等をいただきました関係機関や町民の皆さまに心からお礼申し上げます。



平成30年3月

桂川町長 井上 利一

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	2
1 計画策定の背景.....	2
2 計画策定の趣旨.....	3
第2節 計画の位置づけと期間.....	4
1 計画の法的な位置づけ.....	4
2 関連計画との連携.....	6
3 計画の期間.....	6
第3節 計画の策定方法と進行管理.....	7
1 計画への住民意見の反映.....	7
2 計画の進行管理.....	8
第4節 第6期計画のふり返り.....	9
1 地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについて.....	9
2 基本目標ごとの施策の展開について.....	10
3 まとめ.....	12
第2章 高齢者を取り巻く現状.....	19
第1節 人口・世帯の状況.....	20
1 人口構成の状況.....	20
2 世帯構成の状況.....	21
第2節 要支援・要介護認定者の状況.....	24
第3節 調査結果の概要.....	28
1 高齢者生活アンケート.....	28
2 関係団体ヒアリング.....	35
第3章 計画の基本的な考え方.....	39
第1節 基本理念.....	40
第2節 基本目標.....	41
第3節 施策の体系.....	42
第4節 日常生活圏域の枠組み.....	46
第5節 高齢者人口と要支援・要介護認定者数の推計.....	46
第4章 施策の内容.....	49
基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり.....	50
1 地域包括支援センター運営の充実.....	50
2 在宅医療・介護連携の推進.....	54
3 認知症ケア体制の整備.....	56
4 生活支援体制の整備.....	59

基本目標 2 健康づくりと介護予防の推進.....	60
1 健康づくりの推進.....	60
2 介護予防・生活支援サービス事業の充実.....	62
3 一般介護予防事業の充実.....	67
基本目標 3 自立と安心につながる支援の充実.....	70
1 社会参加の推進.....	70
2 在宅生活の継続支援.....	73
3 生活環境の整備.....	80
基本目標 4 介護保険給付事業の適正化.....	82
I 福岡県介護保険広域連合と桂川町との関係.....	82
II 介護保険給付の利用実績と利用見込み.....	82
1 居宅介護（介護予防）サービス.....	84
2 地域密着型サービス.....	92
3 施設介護サービス.....	98
III 第1号被保険者の介護保険料.....	100
資料編.....	103
1 桂川町高齢者福祉施策推進協議会設置要綱.....	104
2 桂川町高齢者福祉施策推進協議会委員名簿.....	106
3 計画策定の経緯.....	106
4 用語解説.....	107

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の背景

① 人口の高齢化について

わが国では、平成37年（2025年）にはいわゆる団塊世代のすべてが75歳以上の後期高齢者となり、また、平成52年（2040年）にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となるなど、人口の高齢化は今後さらに進展することが見込まれています。

② 高齢者福祉のあり方について

高齢者は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持って、健全で安らかな生活を保障される必要があります。（参考：老人福祉法第2条）

そのためには、人口の高齢化が進展するなかにおいても、高齢者が、加齢に伴って生ずる心身の変化に応じながら、できる限り住み慣れた地域でその能力に応じて自立した日常生活を送り続けられるように、各市町村で必要なまちづくりをすすめていく必要があります。

③ 国の取り組み（「地域包括ケアシステム」の強化等）について

そこで、国においては、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まいおよび日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の強化をすすめることで、人口の高齢化が抱える課題の解決に向けた取り組みをすすめていくこととしています。

具体的には、平成26年度に、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年施行）に基づく措置として、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律」（医療介護総合確保推進法）により、地域包括ケアシステムの構築および介護保険制度の持続可能性の確保のため、地域支援事業の充実等をすすめていくこととされました。

さらに平成29年度には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、地域包括ケアシステムの深化・推進および介護保険制度の持続可能性の確保のため、以下のような制度の見直しが行われていたところです。

i) 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化 など

ii) 医療・介護の連携の推進

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設の創設 など

iii) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

市町村による地域住民と行政などとの協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共

- 通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化 など
- iv) 利用者負担割合の見直し
2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とすること など
 - v) 介護納付金における総報酬割の導入
第2号被保険者の保険料について、(加入する医療保険ごとの平均報酬割に比例して負担する)「総報酬割」とすること。

2 計画策定の趣旨

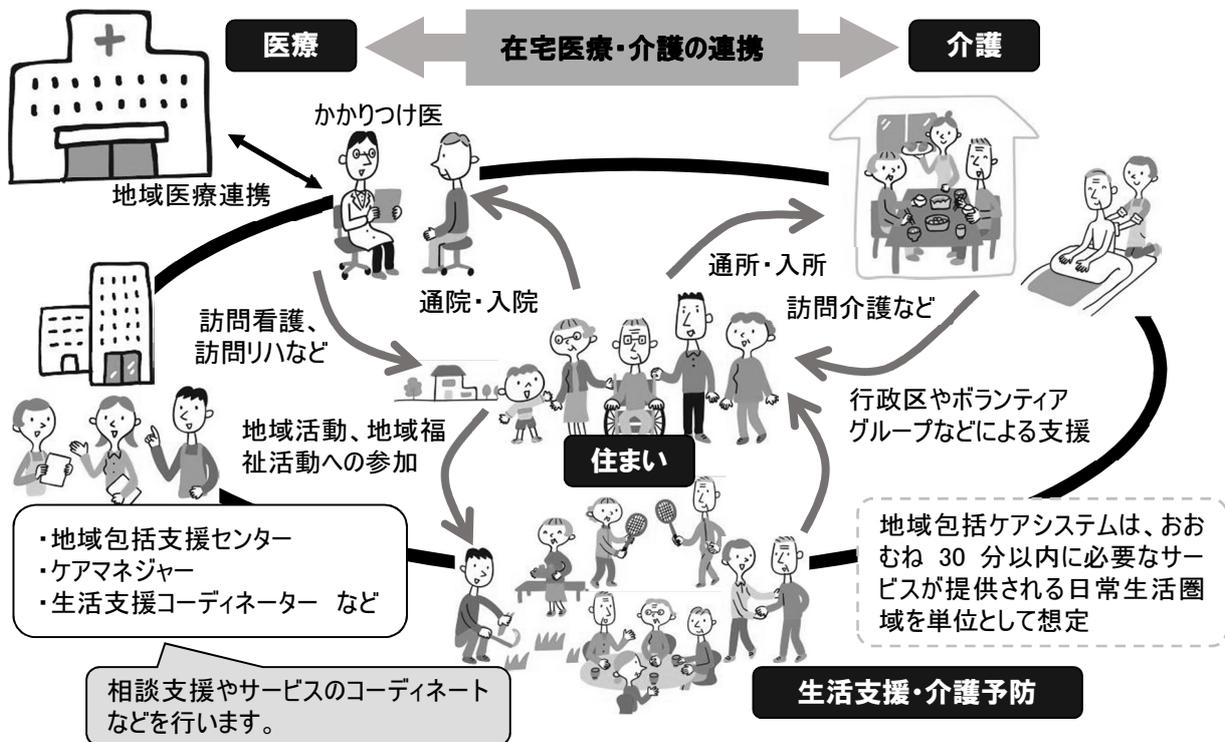
本町では、こうした高齢者を取り巻く状況のなかで、「桂川町第6期高齢者福祉計画」に基づき、高齢者福祉の増進のためのさまざまな施策を推進してきました。

しかしながら、本町でも人口の高齢化は進展しており、平成27年度の国勢調査では、人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率は30.1%となっており、今後も高齢化率は増加して、平成37年(2025年)の高齢化率は37.0%を超えることが見込まれています。

今後も高齢者がいつまでもいきいきと元気に暮らせる桂川町を実現していくためには、地域の社会資源が限られるなかで、今後、第6期高齢者福祉計画で構築をめざしていきこととした「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進させるべく、住民やさまざまな団体・事業者などの関係者が連携し、計画的に取り組みをすすめることが必要です。

このような観点から、本町の高齢者が可能な限り住み慣れたこの地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、新たな「桂川町第7期高齢者福祉計画」を策定します。

■2025年の地域包括ケアシステムの姿



第2節 計画の位置づけと期間

1 計画の法的な位置づけ

本計画は、高齢者の福祉に関わる総合的な計画として、高齢者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標等を定めるものであり、法的には、以下の①老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と②介護保険法等の趣旨を踏まえた実質的な「桂川町介護保険事業計画」を一体として作成するものです。

① 市町村老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）

本計画は、老人福祉法第20条の8に定める「市町村老人福祉計画」として位置づけられます。老人福祉法では、市町村は「市町村老人福祉計画」の内容として、

i) 老人福祉事業（老人居宅生活支援事業および老人福祉施設による事業）の供給体制の確保
ii) 市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標

を定めることとされている（同条第1項および第2項）ほか、老人福祉事業の量の確保のための方策等についても定めるように努めることとされています。

また、これとあわせて、「市町村老人福祉計画」は、介護保険法第117条第1項に規定する「市町村介護保険事業計画」と一体のものとして作成されなければならない、と定められています。（老人福祉法第20条の8第7項、介護保険法第117条第6項）

この規定の趣旨は、両計画を一体として作成することで、介護保険の給付事業、給付対象外の介護予防や福祉事業等を含めた、地域における総合的・有機的な高齢者福祉施策の実施を図るものです。

② 実質的な「桂川町介護保険事業計画」

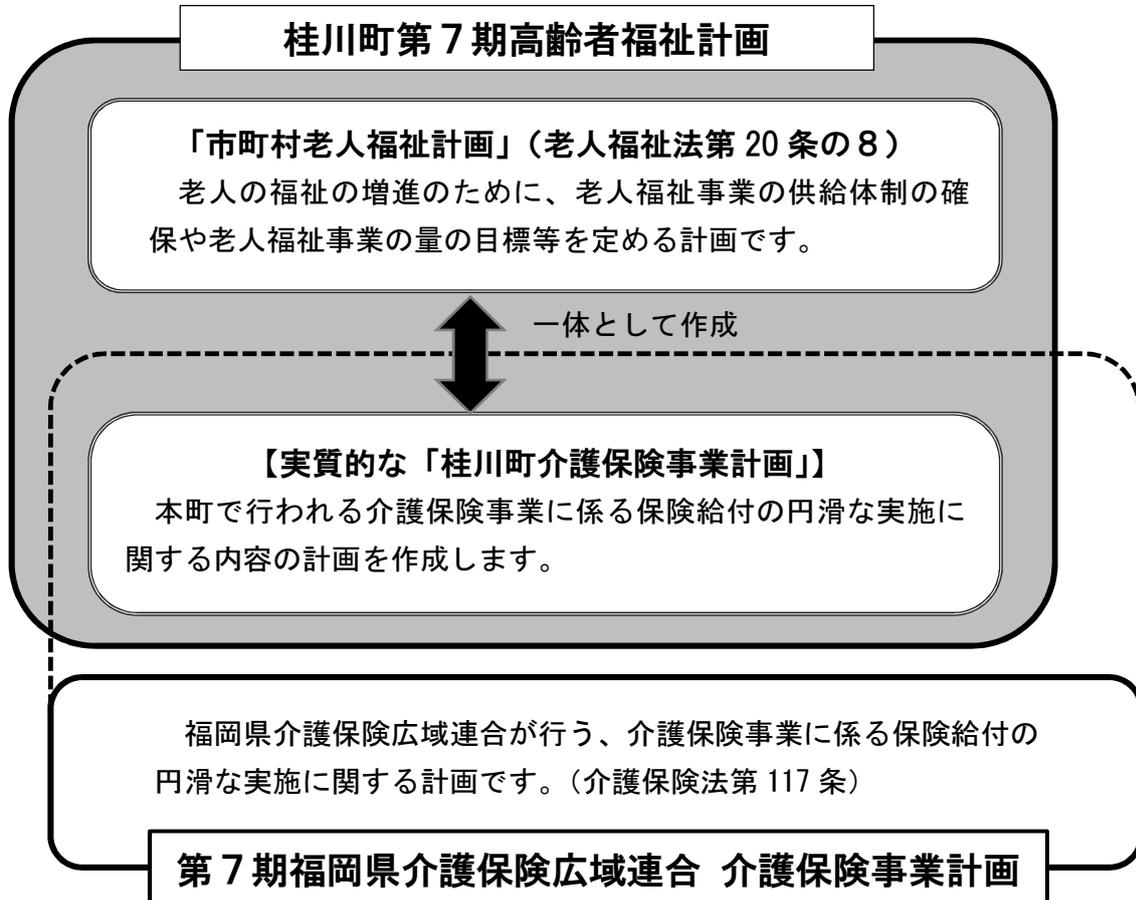
介護保険法では、市町村は、国の基本指針（介護保険法第116条）に即して、3年を1期として、「市町村介護保険事業計画」（当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画）を定めるものとされています（同法第117条第1項）。

本町の場合、福岡県介護保険広域連合の構成団体として、介護保険事業に関する市町村事務のうち、福岡県介護保険広域連合規約に規定のあるものは広域連合で処理することとされており、「市町村介護保険事業計画」についても同規約により、広域連合で策定するとされています。（規約第4条第6号）

しかし、広域連合で策定する介護保険事業計画の内容は、広域連合の構成団体全体における保険給付の円滑な実施に関するものであり、構成団体ごとの介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みや地域支援事業の量の見込み等は示されません。

上記①で示すように、「市町村老人福祉計画」は「市町村介護保険事業計画」と一体のものとして作成されなければならない（老人福祉法第20条の8第7項、介護保険法第117条第6項）とされた趣旨を踏まえ、本計画においても、広域連合が策定する介護保険事業計画の内容を踏まえながら、本町で行われる介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関す

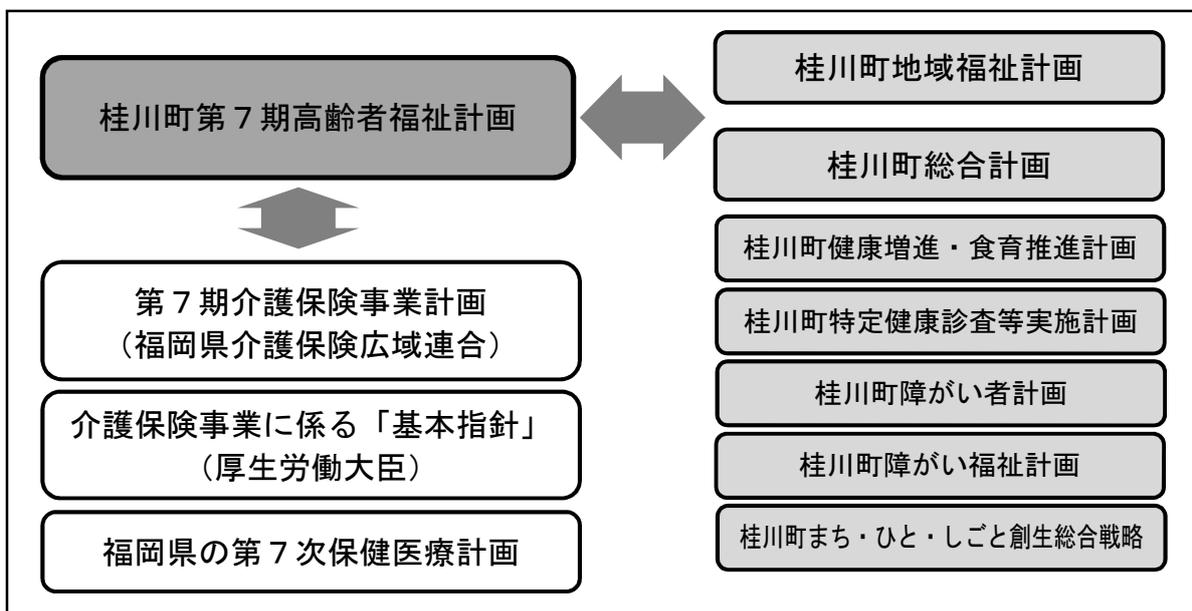
る実質的な「桂川町介護保険事業計画」（本町における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み、地域支援事業の量の見込み等を示したものを）、①による「市町村老人福祉計画」と一体として作成することとします。



2 関連計画との連携

本計画は、桂川町地域福祉計画に定める関連内容との調和を保つものとし（老人福祉法第20条の8第8項、介護保険法第117条第8項）。また、町の最上位計画である桂川町総合計画をはじめ、町の他の関連計画との整合・連携を図ることとします。

本計画のうち、実質的な介護保険事業計画に当たる内容については、福岡県介護保険広域連合が定める第7期介護保険事業計画との整合を図る他、厚生労働大臣が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための「基本指針」（介護保険法第116条）に即したものとする必要があります。さらに、地域包括ケアシステムの一体的な構築等の観点から、福岡県の第7次保健医療計画との整合も図る必要があります。



3 計画の期間

本計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据えながら、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間計画として策定します。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
桂川町第6期高齢者福祉計画					
		見直し	桂川町第7期高齢者福祉計画		

第3節 計画の策定方法と進行管理

1 計画への住民意見の反映

桂川町にふさわしい高齢者への保健・福祉の文化を実現するためには、少子高齢化という社会問題を誰もが自分自身の身近な問題として受けとめ、自らが創るという意識が必要です。そのためには、住民が主役となって行政と協働しながら、健康づくりや介護予防、福祉の文化を築いていくことが大切になります。

また、この計画の策定を通して、行政と住民の関係や、行政自体の姿勢や仕組みを見直していくことも大切なことです。

このようなことから、本計画については、関係団体ヒアリングにより住民の状況やニーズを把握するとともに、町議員や保健医療関係者、福祉関係者、関係行政機関などが参加、ならびに地域住民の意見を反映させるため、「桂川町高齢者福祉施策推進協議会」において審議します。また、パブリックコメント制度を活用して、住民の意見の反映に努めます。

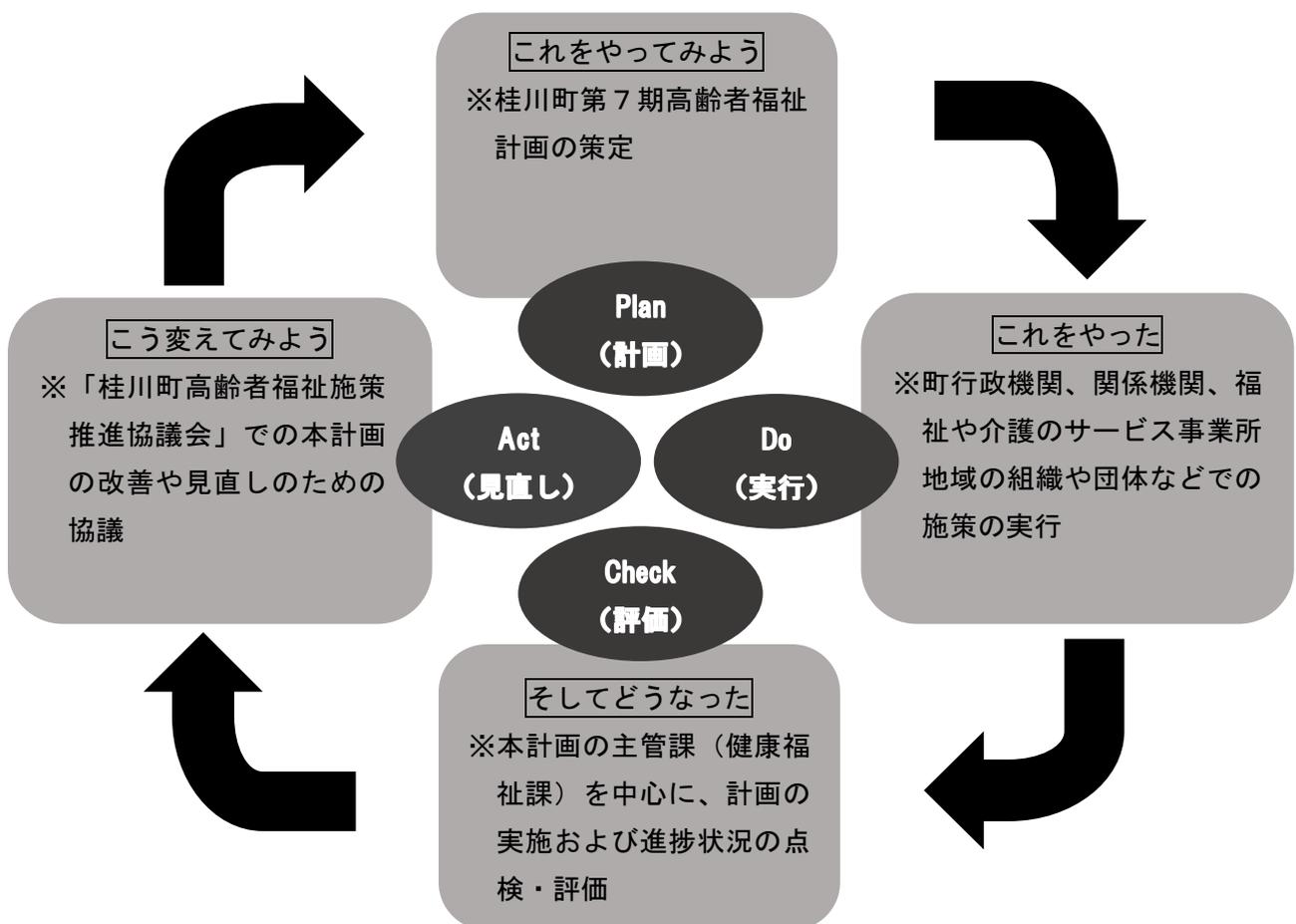
2 計画の進行管理

本計画の実施状況については、本計画の主管課（健康福祉課）を中心に、計画の実施および進捗状況の点検・評価を行うとともに、「桂川町高齢者福祉施策推進協議会」において点検結果を説明し、改善や見直しのための協議を行うものとします。

また、自立支援に向けた個別課題解決のための検討や全町的な地域課題の解決に向けた政策形成のための協議の場として、「地域ケア会議」を開催し、高齢者やその家族に対する支援の充実や、高齢者支援をめぐる地域課題の把握とその改善に向けた地域の基盤づくりを推進するものとします。

さらに、本計画については、介護予防や生活支援に関する住民主体のサービス提供のあり方などの住民意識の変化や高齢者の福祉を取り巻く社会的な動向、介護保険制度の見直しなどに応じて、弾力的かつ柔軟な運用を図ります。

なお、本計画の点検および評価については、介護保険制度が3年に一度、国レベルでの見直しが行われますが、「PDCA サイクル」の基本的な考え方を援用しながら実施するものとします。「PDCA サイクル」とは、計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Act）を行うという一連の流れをシステムとしてすすめていく方法です。



第4節 第6期計画のふり返し

1 地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについて

第6期計画では、国の方針である地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みのために、以下の5つの方向性を掲げています。

- ① 介護給付等対象サービスの充実・強化
- ② 在宅医療の充実および在宅医療と介護の連携による継続的な支援体制の整備
- ③ 介護予防の推進
- ④ 日常生活を支援する体制の整備
- ⑤ 高齢者の住まいの安定的な確保

「①介護給付等対象サービスの充実・強化」については、介護保険制度維持の観点から、国の制度に基づき、要支援1、2の認定者に対する介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みが平成27年度から開始され、介護保険サービスの適正給付が求められるなかで、要支援認定者に対する介護予防支援（予防給付プランの作成等）の適正化や、地域ケア会議などでの啓発強化に努めながら、サービスの充実・強化に取り組んできたところです。

「②在宅医療の充実および在宅医療と介護の連携による継続的な支援体制の整備」については、桂川町と同じ二次保健医療圏にある飯塚市、嘉麻市と連携しながら体制整備をすすめてきました。平成30年度からは、飯塚医師会との連携強化を図るための体制づくりについて、推進していくことを予定しています。

「③介護予防の推進」については、2次予防事業として、通所型の「転倒予防教室」や「理学療法士の指導による教室」を実施してきました。2次予防事業は、介護予防・生活支援サービス事業に再編させることとなりますが、これまで実施してきた「転倒予防教室」や「理学療法士の指導による教室」については、介護予防の効果が高く、参加者数も増加傾向にあることから、引き続き「短期集中予防のための通所型サービス」として実施する予定としています。

1次予防事業として実施してきた拠点型の「転倒予防教室」、「はつらつ教室」、および地域型の「音楽療法」、「転倒予防教室」、「口腔機能向上教室」、「認知症サポーター養成講座」については、実施回数や利用者数が横ばいに推移している状態となっています。広く参加者を募っていくための広報活動などが求められています。また、プログラムについての内容について、高齢者が興味関心を持ち、参加したい気持ちとなるように工夫していくことも大事になります。

「④日常生活を支援する体制の整備」については、第6期計画期間中に、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置をめざしてきましたが、達成することができませんでした。また、地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの提供組織・団体、地域の組織・団体などと生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が参画し、関係者間の定期的な情報共有や連携強化の中核となるネットワークとしての協議体の設置をめざしてきましたが、達成することができませんでした。

日常生活支援体制整備事業は、地域包括ケアシステムの大きな柱のひとつである「生活支援」の充実に向けた重要な事業であるとの認識のもと、平成30年度から確実に実施していくことが必要です。

「⑤高齢者の住まいの安定的な確保」については、住宅型有料老人ホームが2か所（あかり有料老人ホーム・住宅型有料老人ホームほたる）整備されていますが、サービス付き高齢者向け住宅は平成29年12月現在、町内にはありません。引き続き、周辺市町を含めた同住宅整備情報の把握に努めるとともに、住まいに関する相談のなかで情報提供を行いながら、適切な利用を促進していくことが必要です。

また、町営住宅の増改築に当たっては、高齢者などの入居に配慮し、適切なバリアフリー構造としていることが必要です。

2 基本目標ごとの施策の展開について

第6期計画では、以下の3つの基本目標を掲げ、具体的な施策をすすめてきました。

基本目標① 健康でいきいきとした活動を支援

基本目標② 安全・安心な暮らしを支援

基本目標③ とともに支えあう地域づくりを支援

「基本目標① 健康でいきいきとした活動を支援」では、「高齢者の健康づくり」、「介護予防の推進」、「生きがいくくりと社会参加」を取り組む施策として掲げています。

「高齢者の健康づくり」では、特定健康診査・特定保健指導事業、健康診査事業、がん検診事業、健康教育・健康相談・家庭訪問事業、予防接種事業の各種事業を展開してきました。特定健診の受診率は、福岡県平均や全国平均よりも高いレベルにありますが、今後も引き続き、受診勧奨の取り組みを強化する必要があります。

「介護予防の推進」では、1次予防事業と2次予防事業を平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業に再編するとともに、第6期計画ではあまり強調されていなかった認知症予防の取り組みを新たに開始しました。介護予防教室の参加者数はおおむね横ばいで推移していることから、広報活動の強化を図るなど、広く参加を呼びかけていくことが必要です。

「生きがいつくりと社会参加」では、生涯教育の推進（ことぶき大学）、高齢者のサークル活動などのひまわりの里、寿苑等の施設利用支援、老人クラブへの支援を実施してきました。ことぶき大学への参加者は増加傾向にある一方で、老人クラブについてはクラブ数、登録会員数も減少傾向にあります。老人クラブは高齢者の社会参加の機会として重要であるばかりでなく、地域での見守り活動などを実施することで、安心できる暮らしの継続のために大きな役割を果たしているとの認識のもと、引き続き、支援していくことが必要です。

「基本目標② 安全・安心な暮らしを支援」では、「地域包括支援センターの機能強化」、「認知症施策の推進」、「権利擁護・虐待防止対策」、「日常生活支援」を取り組む施策として掲げています。

「地域包括支援センターの機能強化」では、地域包括支援センター創設時から実施している「総合相談支援業務」、「権利擁護業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」、「介護予防ケアマネジメント業務」に加え、地域ケア会議の充実を図ってきました。地域ケア会議は、利用者の自立支援や困難事例について検討する個別ケア会議と、町全体の政策形成のための高齢者福祉施策推進会議から構成されます。生活に困難を抱える高齢者やその家族の支援に直結する個別ケア会議については、1か月もしくは2か月に1回の頻度で実施しています。引き続き、地域ケア会議の充実を図っていくことが必要です。

「認知症施策の推進」では、認知症地域支援推進員を平成27年度から1人配置し、平成28年度にはさらに1人増員し、同推進員による活動の充実を図ってきました。また、平成29年度からは、認知症カフェの取り組みとして、町が主体となり、月1回の「オレンジサロン ひまわりカフェ」を「いいバイ桂川（とれたて村）」で開催しています。一方、認知症初期集中支援チームについては、平成28年度に配置することができました。今後同チームによる支援の充実を図っていくことが必要です。

「権利擁護・虐待防止対策」では、地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護に関する相談支援を行ってきました。相談支援の延件数は、平成27年度の7件から平成29年度（見込み）には36件となり、大きく増加しています。引き続き、高齢者虐待防止対策をはじめとする権利擁護に関する取り組みを強化していくことが必要です。

「日常生活支援」では、介護予防・日常生活支援総合事業で実施する訪問型サービスと通所型サービスのうち、指定介護保険事業者が提供するサービスを平成27年度から開始することができました。一方、住民が主体となって提供するサービスについては、全国的な取り組みの動向や近隣市町村での事例などを参考にしながら、慎重に検討していくことが必要です。また、高齢者福祉施策については、必要に応じて各事業を展開してきましたが、ニーズの確認や、よりよい代替サービスなどを検討しながら、適宜施策の見直しを行っていくことが大切です。

「基本目標③ とともに支えあう地域づくりを支援」では、「地域福祉活動推進」、「ボランティアの育成」を取り組む施策として掲げています。

「地域福祉活動推進」と「ボランティアの育成」では、社会福祉協議会が大きな役割を果

たしています。社会福祉協議会がすすめる事業のなかで、平成 28 年度から開始された「たすけあい桂川」の活動は、ごみ出しなどの家事支援や買い物といったの外出支援など、高齢者の生活支援のため、町内ではすでになくはならない存在となっています。社会福祉協議会の自主性を尊重しながら、この活動のさらなる充実のための支援が必要です。

3 まとめ

第 6 期計画をふり返ると、まず、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについては、「1 地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについて」に示したように、取り組みがすすんでいるものもあれば、課題が生じているものもありました。

特に、高齢者の日常生活の支援の体制をどう整備していくかは、早急な対応が求められる課題であり、また、高齢者の住まいのあり方も、今後、積極的に検討すべき課題となるものと考えられます。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められるなかで、医療・介護の連携や介護予防の推進にさらに積極的に取り組んでいくことが必要です。

次に、第 6 期計画で掲げた基本目標ごとの施策の展開については、「2 基本目標ごとの施策の展開について」に示したように、高齢者の福祉の実現に向けてさまざまな施策を展開してきたところです。その提供するサービスは、町が主体となるものから、住民が主体となるものまで広範なものとなっています。

今後、高齢者の状況に応じて、求められるサービスの内容も多岐にわたっていくことを考えると、求められるサービスを必要な高齢者に適切に提供できるよう、サービスの主体や内容のあり方について体系的に整理し、団塊の世代がすべて 75 歳以上の後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）も見据えながら、本町の実情に応じた施策の展開・充実をめざしていくことが必要です。

以上の第 6 期計画のふり返りの結果を踏まえながら、第 7 期計画では、本町の状況を踏まえながら、より体系的に、かつ地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたサービスのあり方を示していくこととします。

第6期計画 実施事業の評価

(No.1)

基本目標	施策の方向	事業	取り組み内容等	実施・未実施	未実施の理由、課題等	
1 健康でいきいきとした活動を支援	1 高齢者の健康づくり	1 特定健診・特定保健指導事業	1 特定健診・特定保健指導事業	実施		
		2 健康診査事業	1 健康診査事業	実施		
		3 がん検診事業	1 がん検診事業	実施		
		4 健康教育・健康相談・家庭訪問事業	1 健康教育・健康相談（老人クラブ） 2 健康教育・健康相談（ひまわりの里）	実施 実施		
		5 予防接種事業	1 高齢者インフルエンザ予防接種 2 高齢者肺炎球菌予防接種	実施 実施		
	2 介護予防の推進	1 介護予防・日常生活支援総合事業 一般介護予防事業 介護予防把握事業	1 2次予防事業（対象者把握事業）	1 2次予防事業（対象者把握事業）	実施	
			1 1次予防事業－拠点型（転倒予防教室）	1 1次予防事業－拠点型（転倒予防教室）	実施	
			2 1次予防事業－拠点型（はつらつ教室）	2 1次予防事業－拠点型（はつらつ教室）	実施	
			3 1次予防事業－地域型（音楽療法）	3 1次予防事業－地域型（音楽療法）	実施	
			4 1次予防事業－地域型（転倒予防教室）	4 1次予防事業－地域型（転倒予防教室）	実施	
3 生きがいづくりと社会参加	1 介護予防・日常生活支援総合事業 一般介護予防事業 地域介護予防活動支援事業	5 1次予防事業－地域型（口腔機能向上教室）	5 1次予防事業－地域型（口腔機能向上教室）	実施		
		1 地域介護予防活動支援事業	1 地域介護予防活動支援事業	実施		
		1 地域リハビリテーション活動支援事業	1 地域リハビリテーション活動支援事業	未実施	専門職の確保	
		1 生涯教育の推進（ことぶき大学）	1 生涯教育の推進（ことぶき大学）	実施		
		2 ひまわりの里、桂苑等の施設利用支援	2 ひまわりの里、桂苑等の施設利用支援	実施		
3 老人クラブへの支援	3 老人クラブへの支援	実施				

第1章 計画の策定にあたって
第4節 第6期計画のふり返り

第6期計画 実施事業の評価

(No.2)

基本目標	施策の方向	事業	取り組み内容等	実施・未実施	未実施の理由、課題等		
2 安全・安心な暮らしを支援	1 地域包括支援センターの機能強化	1 地域支援事業 任意事業	1 介護給付最適化事業	実施	※保険者（福岡県介護保険広域連合）で実施		
		2 地域支援事業	1 一般介護予防評価事業	未実施	評価内容の検討		
		3 地域包括支援センターの機能強化	地域支援事業 包括的支援事業	1 介護予防ケアマネジメント業務 2 総合相談支援業務 3 包括的・継続的ケアマネジメント業務 4 地域ケア会議の充実 5 在宅医療・介護連携の推進	1 介護予防ケアマネジメント業務 2 総合相談支援業務 3 包括的・継続的ケアマネジメント業務 4 地域ケア会議の充実 5 在宅医療・介護連携の推進	実施 実施 実施 実施 実施	
			地域支援事業	1 ケアパスの作成	1 ケアパスの作成	未実施	地域資源等の把握
			包括的支援事業 認知症施策の推進 総合的な認知症対策	2 認知症サポーター養成講座 3 認知症の予防対策（認知症予防教室の実施） 4 認知症サポーターのフォローアップ	2 認知症サポーター養成講座 3 認知症の予防対策（認知症予防教室の実施） 4 認知症サポーターのフォローアップ	実施 実施 実施	
	2 認知症施策の推進	地域支援事業 包括的支援事業 認知症施策の推進 認知症の早期発見・早期対応	1 認知症初期集中支援チームの設置 2 認知症地域支援推進員の設置	1 認知症初期集中支援チームの設置 2 認知症地域支援推進員の設置	実施 実施		
		3 権利擁護・虐待防止対策	地域支援事業	1 成年後見人制度等利用支援事業 2 高齢者の虐待防止 3 消費者被害防止のための啓発	1 成年後見人制度等利用支援事業 2 高齢者の虐待防止 3 消費者被害防止のための啓発	実施 実施 実施	
	4 日常生活支援		地域支援事業 介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス（第1号訪問事業）	1 訪問介護（要支援者の介護給付から移行） 2 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス） 3 訪問型サービスB（住民主体による支援） 4 訪問型サービスC（短期集中予防サービス） 5 訪問型サービスD（移動支援）	1 訪問介護 2 訪問型サービスA 3 訪問型サービスB 4 訪問型サービスC 5 訪問型サービスD	実施 実施 未実施 未実施 未実施	代替えサービス「たすけあい桂川」 専門職の確保 継続検討

第1章 計画の策定にあたって
第4節 第6期計画のふり返り

第6期計画 実施事業の評価

(No.4)

基本目標	施策の方向	事業	取り組み内容等	実施・未実施	未実施の理由、課題等
3 ともに支えあう地域づくりを支援	1 地域福祉活動推進	1 一般高齢者福祉	1 桂川町いきいきセンター「桂寿苑」	実施	
			2 桂川町総合福祉センター「ひまわりの里」	実施	
			3 桂川町在宅介護支援センター	実施	
			4 福祉部の活動	実施	
			5 桂川町社会福祉協議会の活動	実施	
			6 民生委員・児童委員の活動	実施	
			7 桂川町自主防災組織の活動	実施	
3 ともに支えあう地域づくりを支援	2 ボランティアの育成	1 地域支援事業 介護予防・日常生活支援総合事業 一般介護予防事業 地域介護予防活動支援事業	1 地域介護予防活動支援事業	実施	
			1 社会福祉協議会の活動	実施	

桂川町 地域支援事業 実施状況

項目		実施期限	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考		
地域支援事業	総合事業	訪問型サービス	12/1実施						
			12/1実施	現行の給付からの移行					
			4/1実施	緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）					
				住民主体による支援（訪問型サービスB）				検討中	
				短期集中予防サービス（訪問型サービスC）				検討中	
				移動支援（訪問型サービスD）				検討中	
			12/1実施	現行の給付からの移行					
			4/1実施	緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）					
				住民主体による支援（通所型サービスB）				検討中	
				短期集中予防サービス（通所型サービスC）					
地域支援事業	生活支援サービス	4/1実施							
		4/1実施	一般介護予防事業						
			地域リハビリテーション活動支援事業				検討中		
		包括的支援事業	在宅医療・介護連携の推進	平成30年4月					
				4/1実施予定	(ア) 地域の医療・介護の資源の把握				
				4/1実施予定	(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出の対応の検討				
				4/1実施予定	(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進				
				4/1実施予定	(エ) 在宅医療・介護関係者の情報共有の支援				
				4/1実施予定	(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援				
				4/1実施予定	(カ) 医療・介護関係者の研修				
4/1実施予定	(キ) 地域住民への普及啓発								
4/1実施予定	(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携								
連携継続中									
地域ケア会議の推進	認知症施策の推進	8/1実施							
		4/1 推進体制整備							
		11/27オンライン開始 9/26模擬訓練実施							
		平成30年4月より 配置予定							
生活支援サービスの体制整備	生活支援コーディネーターの配置	平成30年4月							
		平成30年4月より 配置予定							
地域ケア会議の推進	協議体の設置	平成30年4月							
		4/1実施					平成30年度中に設置予定		

平成30年2月末現在

第2章 高齢者を取り巻く現状

第1節 人口・世帯の状況

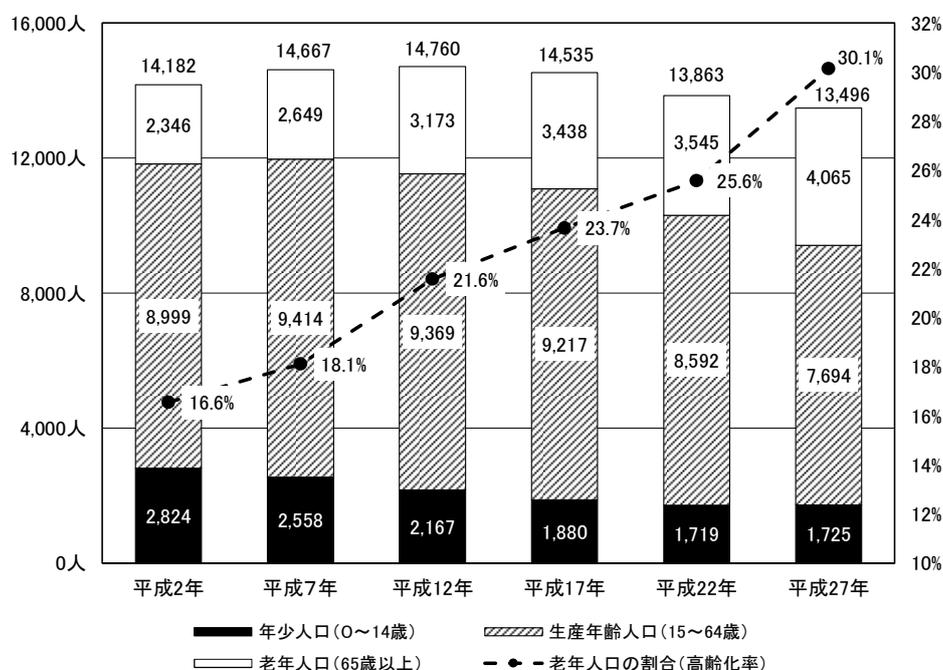
1 人口構成の状況

桂川町の総人口は、平成2年に14,182人であったものが、平成12年には14,760人となりましたが、その後減少に転じ、平成27年には13,496人となりました。

年少人口（0～14歳）が総人口に占める割合でみると、平成2年に19.9%であったものが、平成27年には12.8%に減少し、生産年齢人口（15～64歳）についても平成2年の63.5%から平成27年には57.1%に減少しました。逆に、老年人口（65歳以上）の総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、平成2年には16.6%であったものが、平成27年には30.1%に増加しました。

桂川町では、少子高齢化が進行しています。

<年齢3区分別人口構成の推移>



単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	14,182	14,667	14,760	14,535	13,863	13,496
年少人口 (0歳～14歳)	2,824 19.9%	2,558 17.5%	2,167 14.7%	1,880 12.9%	1,719 12.4%	1,725 12.8%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	8,999 63.5%	9,414 64.4%	9,369 63.7%	9,217 63.4%	8,592 62.0%	7,694 57.1%
老年人口 (65歳以上)	2,346 16.6%	2,649 18.1%	3,173 21.6%	3,438 23.7%	3,545 25.6%	4,065 30.1%

※総人口は年齢不詳を含む

資料：国勢調査

2 世帯構成の状況

桂川町の一般世帯総数は、平成2年に4,522世帯であったものが、25年後の平成27年には5,205世帯となり、683世帯増加しました。また、高齢者がいる世帯については、平成2年に1,680世帯であったものが、平成27年には2,645世帯となり、965世帯増加しました。

核家族世帯（夫婦のみ、夫婦とその未婚の子、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）の一般世帯総数に占める割合は、平成2年の63.4%から平成27年の60.3%に減少しました。一方、核家族世帯に占める高齢者夫婦のみの世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯。平成2年は夫または妻のいずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯）の割合に注目すると、平成2年に13.1%であったものが、平成27年には20.8%となりました。高齢者がいる世帯に占める夫婦のみの世帯の割合は、平成2年に22.4%であったものが、平成27年には24.7%になりました。

単独世帯（ひとり暮らしの世帯）の一般世帯総数に占める割合は、平成2年の16.7%から平成27年には26.7%に増加しました。また、単独世帯のうち、高齢者のひとり暮らしが占める割合は、平成2年に43.4%であったものが、平成27年には56.3%となりました。高齢者がいる世帯に占めるひとり暮らしの割合は、平成2年に19.5%であったものが、平成27年には29.6%になりました。

さらに、一般世帯総数に占める高齢者夫婦のみの世帯の割合と高齢者ひとり暮らしの割合を比較すると、平成2年の時点では高齢者ひとり暮らしの割合のほうが1.0ポイント低かったものが、平成7年以降逆転し、平成27年にはその差が2.5ポイントまで広がりました。

桂川町では、核家族世帯や単独世帯の推移から、高齢者がいる世帯の小規模化が進行していることがうかがわれます。

<世帯構成の推移>

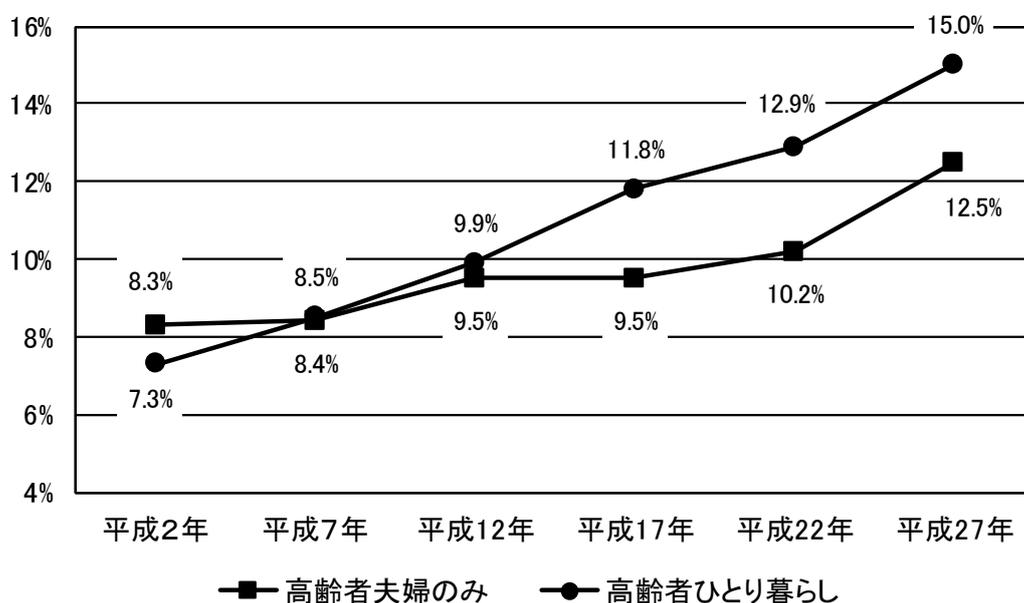
単位：世帯

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯総数	4,522	4,765	4,993	5,249	5,204	5,205
核家族世帯	2,866	2,992	3,118	3,216	3,146	3,139
構成比	63.4%	62.8%	62.4%	61.3%	60.5%	60.3%
高齢者夫婦のみ	376	398	473	500	531	653
構成比（一般世帯）	8.3%	8.4%	9.5%	9.5%	10.2%	12.5%
構成比（核家族世帯）	13.1%	13.3%	15.2%	15.5%	16.9%	20.8%
単独世帯	756	868	993	1,213	1,306	1,392
構成比	16.7%	18.2%	19.9%	23.1%	25.1%	26.7%
高齢者ひとり暮らし	328	403	496	619	671	783
構成比（一般世帯）	7.3%	8.5%	9.9%	11.8%	12.9%	15.0%
構成比（単独世帯）	43.4%	46.4%	49.9%	51.0%	51.4%	56.3%

資料：国勢調査

※平成22年と平成27年の一般世帯総数は、世帯の家族類型「不詳」を含む

<世帯構成の推移（一般世帯に占める割合）>



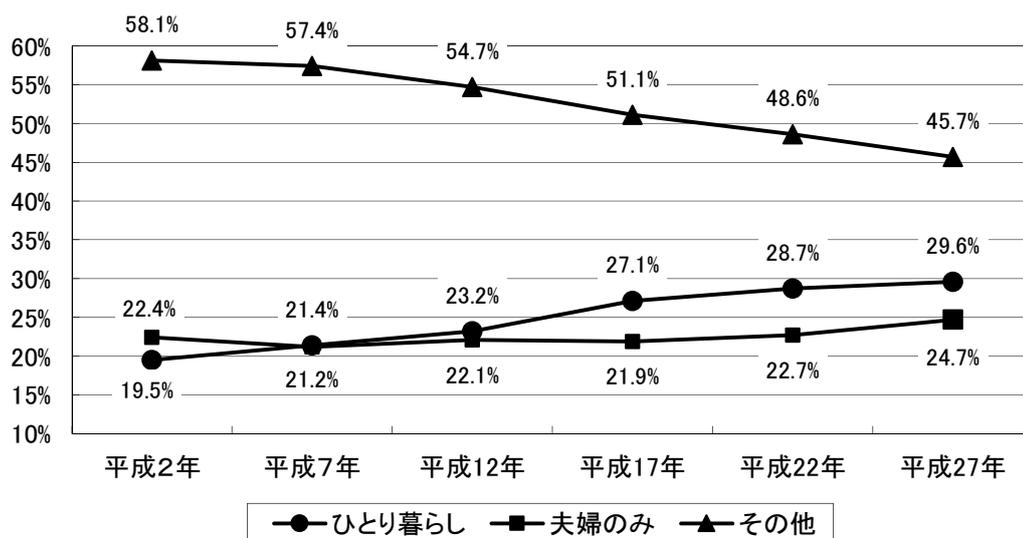
＜高齢者のいる世帯構成の推移＞

単位：世帯

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯総数	4,522	4,765	4,993	5,249	5,204	5,205
高齢者のいる世帯	1,680	1,879	2,137	2,288	2,340	2,645
構成比（一般世帯）	37.2%	39.4%	42.8%	43.6%	45.0%	50.8%
ひとり暮らし	328	403	496	619	671	783
構成比	19.5%	21.4%	23.2%	27.1%	28.7%	29.6%
夫婦のみ	376	398	473	500	531	653
構成比	22.4%	21.2%	22.1%	21.9%	22.7%	24.7%
その他	976	1,078	1,168	1,169	1,138	1,209
構成比	58.1%	57.4%	54.7%	51.1%	48.6%	45.7%

資料：国勢調査

＜高齢者のいる世帯構成の推移（高齢者のいる世帯に占める割合）＞



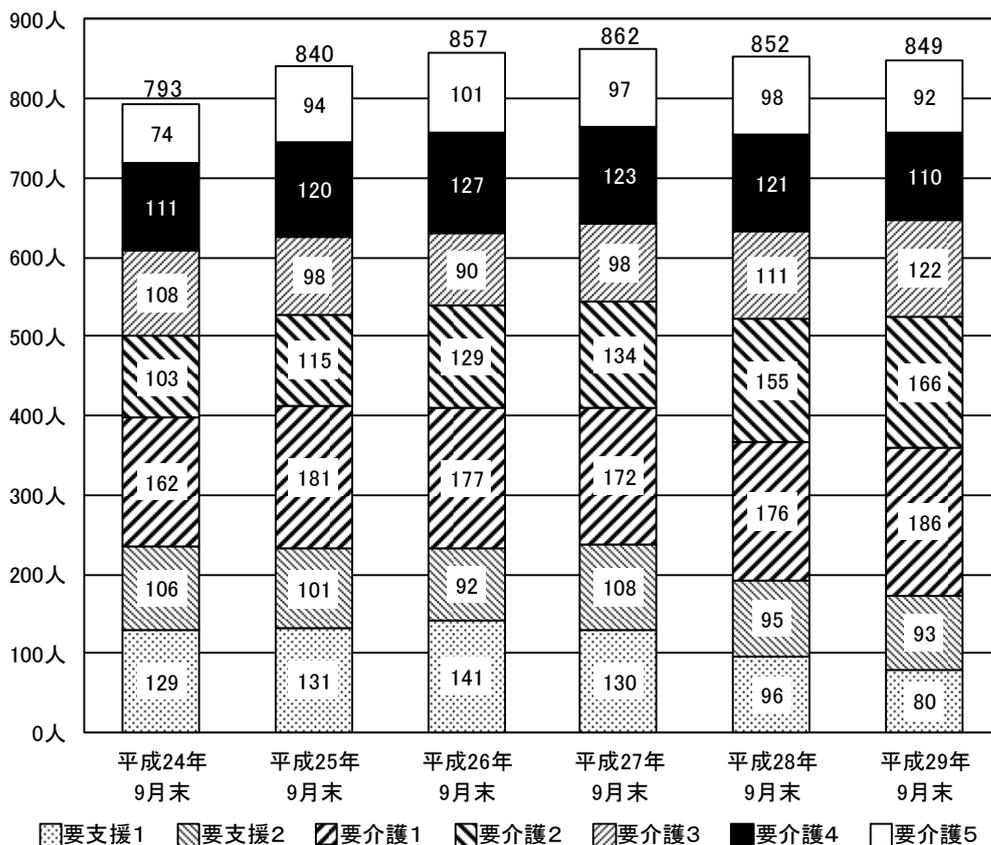
第2節 要支援・要介護認定者の状況

桂川町の要支援・要介護認定者数は、平成24年から平成27年までの間、増加しましたが、その後減少に転じ、平成29年には849人となり、平成27年と比べると、13人減少しました。

要支援1、2および要介護1を軽度者とする、平成24年の軽度者数は397人で、要支援・要介護認定者に占める軽度者の割合は50.1%でしたが、平成29年には、軽度者数が359人で、要支援・要介護認定者に占める割合が42.3%となり、軽度者の割合が小さくなりました。一方、要介護2と要介護3の中度者が占める割合は、平成24年の26.6%から平成29年の33.9%に大きくなりました。要介護4と要介護5の重度者が占める割合は、平成24年から平成29年の間、大きな変化はなく、25%前後で推移しました。

桂川町の要支援・要介護認定率（第1号被保険者の要支援・要介護認定者／第1号被保険者）は、平成24年に21.9%であったものが、平成29年には19.2%まで減少しました。しかしながら、平成29年時点においても、広域連合と全国の平均値と比較して、上回っています。

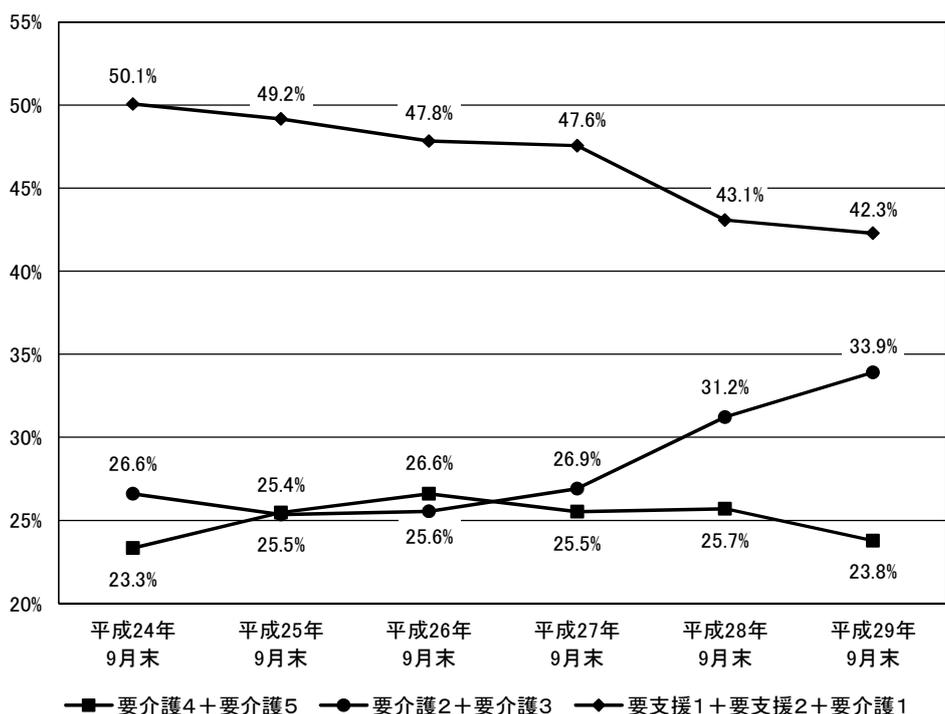
＜要支援・要介護認定者数の推移＞



注：要支援・要介護認定者数は、第2号被保険者を含む。

資料：福岡県介護保険広域連合

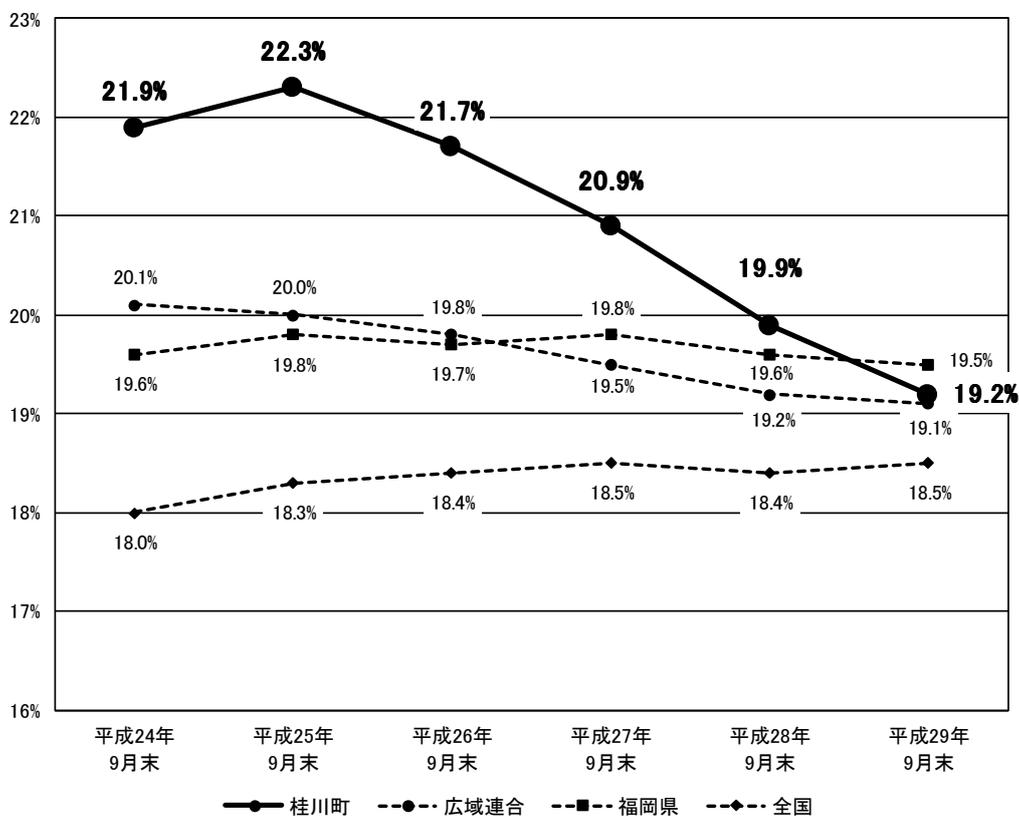
＜要支援・要介護認定者の割合の推移＞



注：要支援・要介護認定者数は、
第2号被保険者を含む。

資料：福岡県介護保険広域連合

＜要支援・要介護認定率の推移の比較＞

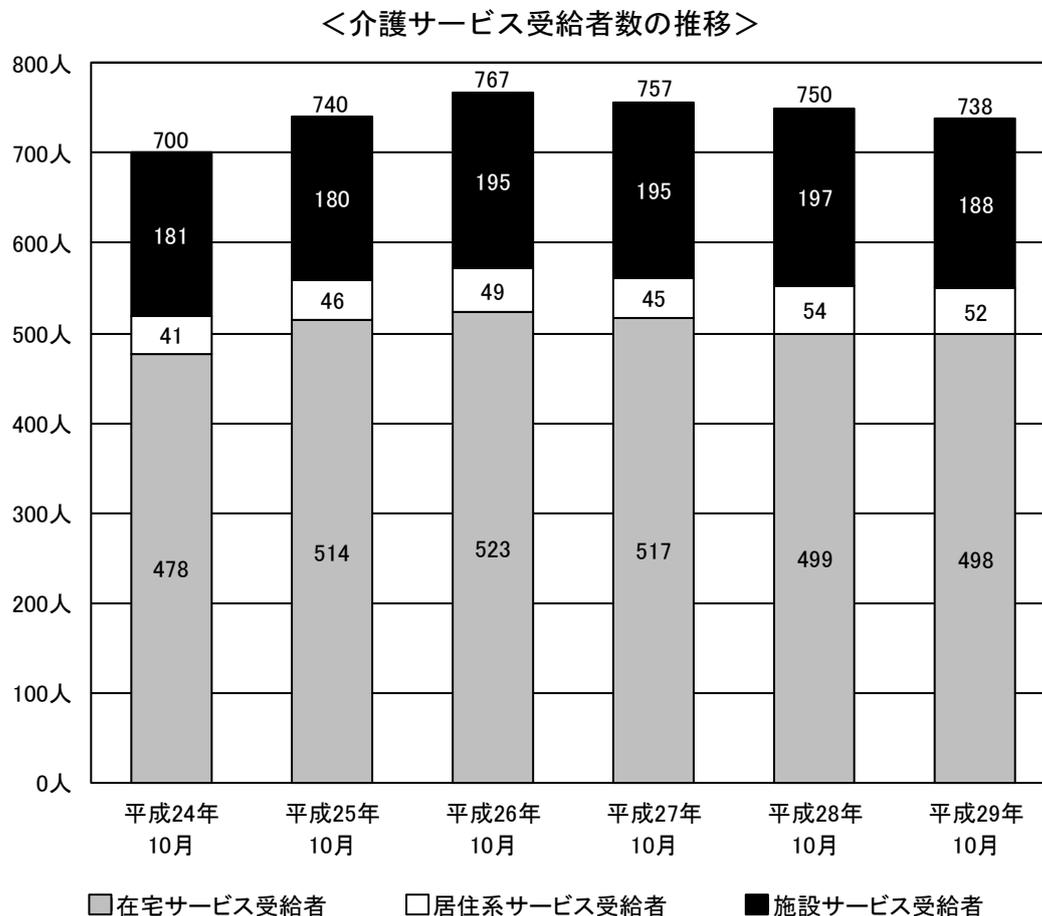


注：要支援・要介護認定率は、
第2号被保険者を含む。

資料：福岡県介護保険広域連合

桂川町の介護サービス受給者数は、平成24年から平成26年までの間、増加しましたが、その後減少に転じ、平成29年には738人となりました。

介護サービス別でみると、平成29年には、訪問介護や通所介護などの在宅サービス受給者が67.5%を占めています。



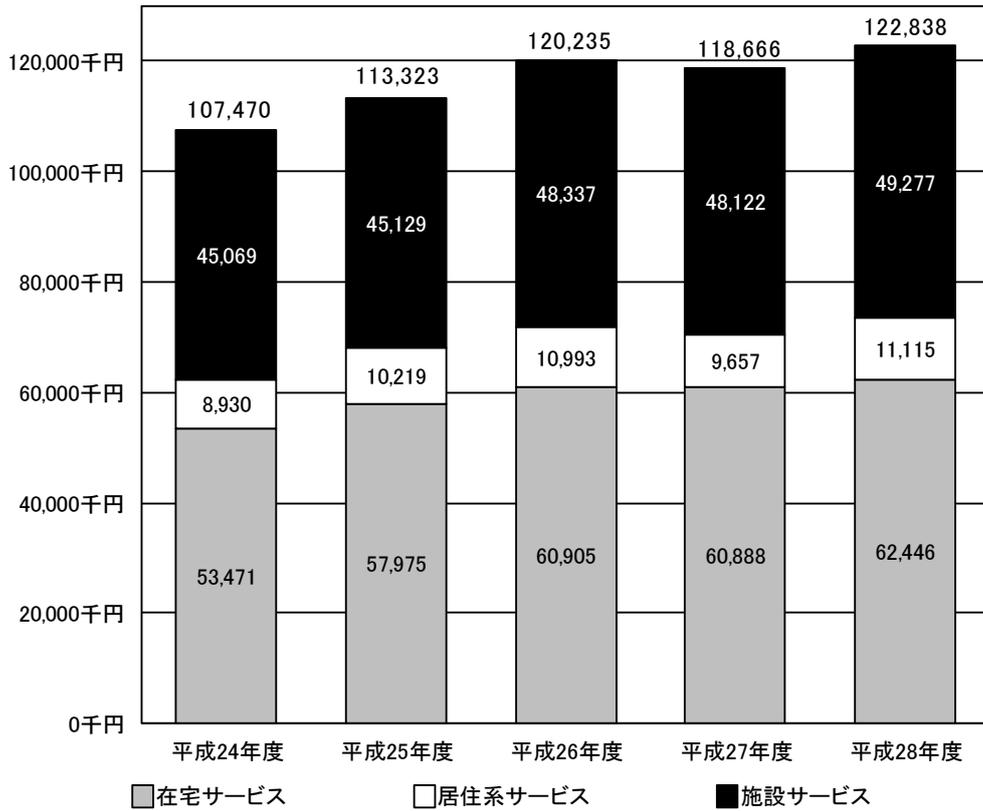
資料：福岡県介護保険広域連合

桂川町の介護費用月額額は、平成24年度から平成26年度まで増加しましたが、その後減少に転じた後、平成28年度には再び増加しました。平成24年度に107,470千円であったものが、平成28年度には122,838千円となりました。

介護サービス別でみると、平成28年度では、在宅サービスが50.8%、施設サービスが40.1%を占めていました。

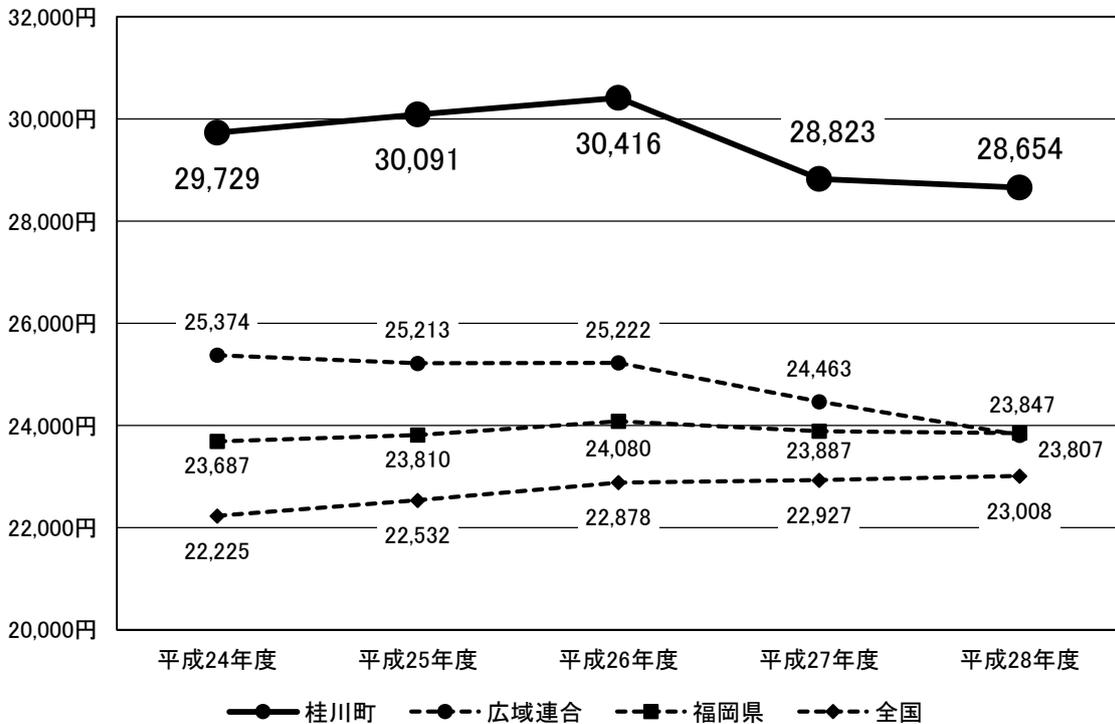
桂川町での第1号被保険者1人1月あたり費用額は、平成24年度から平成26年度の間増加しましたが、その後減少に転じ、平成26年度に30,416円であったものが、平成28年度には28,654円となりました。また、桂川町での第1号被保険者1人1月あたり費用額は、広域連合、福岡県、全国の平均値を大きく上回っています。

＜介護費用月額推移＞



資料：福岡県介護保険広域連合

＜第1号被保険者1人1月あたり費用額の推移の比較＞



注：桂川町の数値は各年度9月分のデータに基づく。

資料：福岡県介護保険広域連合

第3節 調査結果の概要

1 高齢者生活アンケート

福岡県介護保険広域連合では、第1号被保険者の地域の課題把握や関連施策立案の基礎資料とするとともに、具体的な事業実施に活用できるデータベースとして整理するため、第1号被保険者の心身の状態や生活の状況などに関するアンケートを実施しました。このアンケートは65歳以上の要介護認定を受けていない人を基本として、福岡県介護保険広域連合で抽出した人に調査票を送付しました。

ここでは、桂川町の調査結果のみを抽出し、その概要を示します。

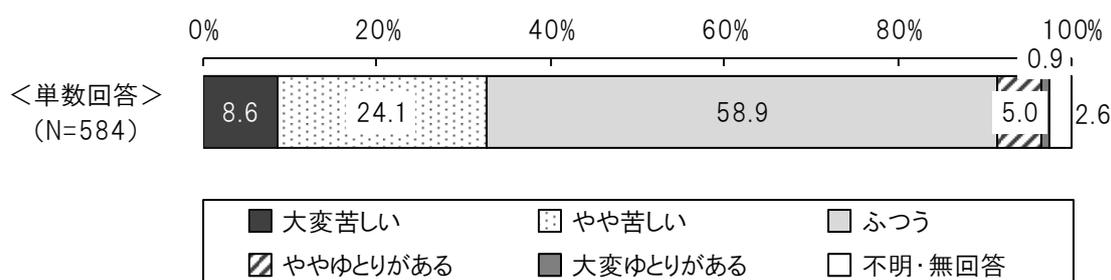
① 調査の概要

- ・調査対象者 : 要介護認定を受けていない65歳以上の1,178人（無作為抽出）
- ・調査期間 : 平成29年5月9日～31日
- ・調査方法 : 郵送による配布・回収
- ・回答者数 : 584人

	配布数 (A)	回収票数 (B)	回収率 $\frac{(B)}{(A)}$
要介護認定を受けていない高齢者	1,178	584	49.6%

② 調査の結果

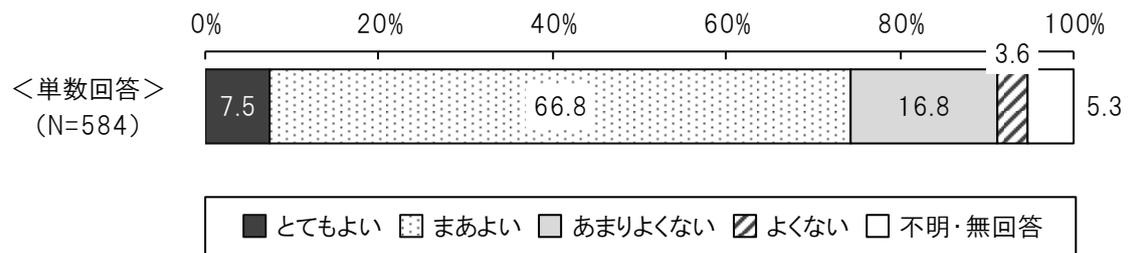
現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか



現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じているかについてみると、「ふつう」が58.9%と最も高くなっています。また、「大変苦しい」と「やや苦しい」をあわせた『苦しい』が32.7%、「ややゆとりがある」と「大変ゆとりがある」をあわせた『ゆとりがある』が5.9%となっており、経済的に『ゆとりがある』人より『苦しい』と感じている人の方が多い状況となっています。

『苦しい』の割合が比較的高くなっている要因として、国民年金だけが家計収入である場合、経済的には厳しい生活となってしまうことがあげられます。

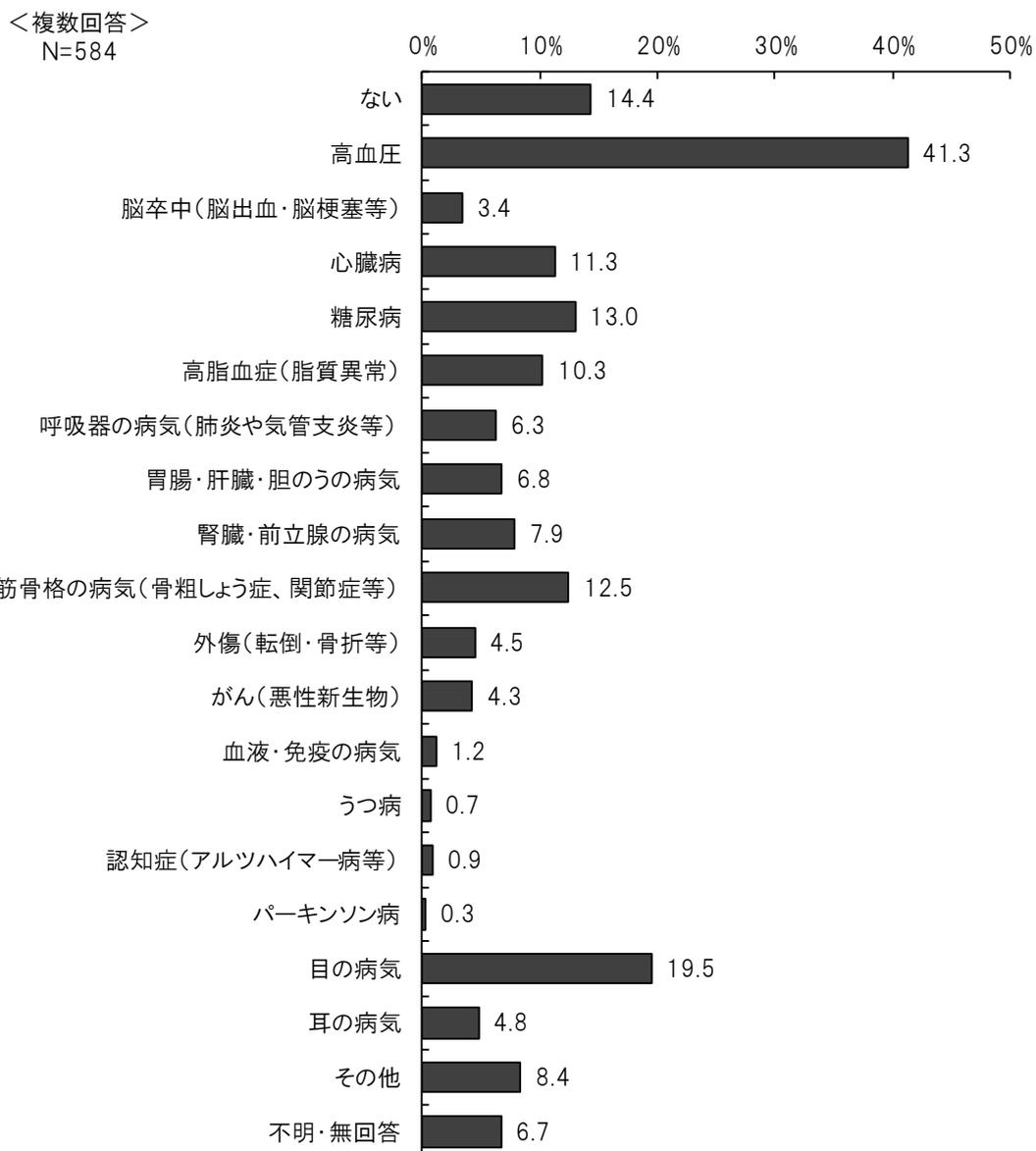
現在の健康状態はいかがですか



健康状態についてみると、「とてもよい」と「まあよい」をあわせた『健康状態はよい』が74.3%、「よくない」と「あまりよくない」をあわせた『健康状態はよくない』が20.4%となっています。

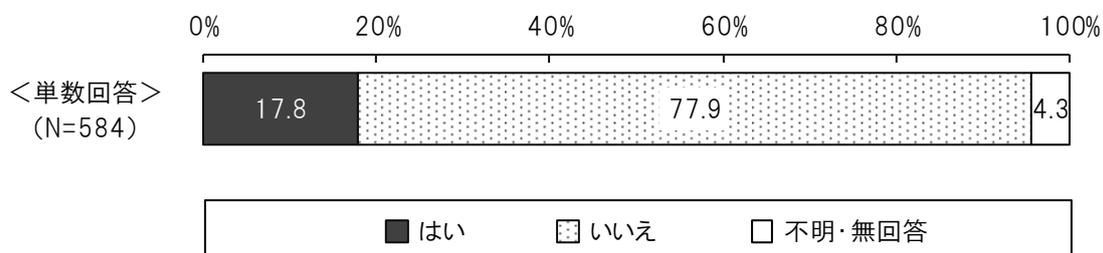
要介護認定を受けていない高齢者のなかでは、自分の健康が良い状態にあると考える人が7割以上を占めています。

現在治療中、または後遺症のある病気はありますか



現在治療中、または後遺症のある病気についてみると、「高血圧」が41.3%と最も高く、次いで「目の病気」の19.5%、「糖尿病」の13.0%、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」の12.5%が高くなっています。

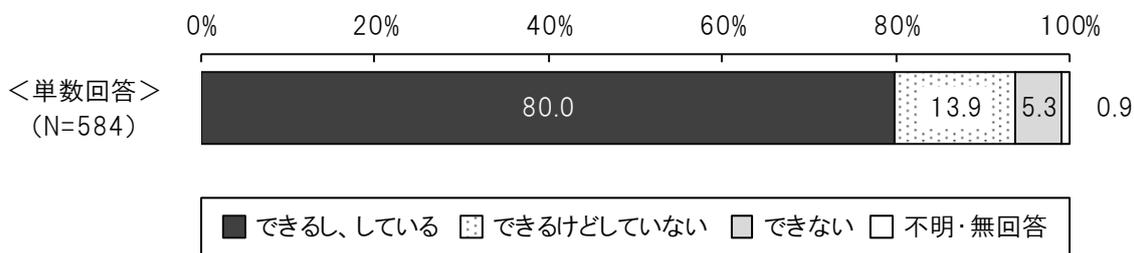
外出を控えていますか



外出を控えているかについてみると、「はい」が17.8%、「いいえ」が77.9%となっています。

要介護認定を受けていない高齢者の8割近くは、社会や地域とのかかわりのために大切になる外出ができていない様子が見えます。

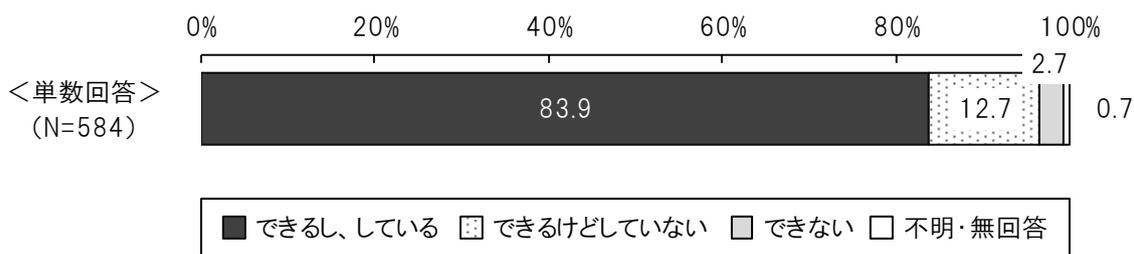
バスや電車、自家用車を使って一人で外出していますか



バスや電車、自家用車を使って一人で外出しているかについてみると、「できるし、している」が80.0%、「できるけどしていない」が13.1%、「できない」が5.3%となっています。

要介護認定を受けていない高齢者の8割は、自分自身で交通手段を利用しながら外出しています。

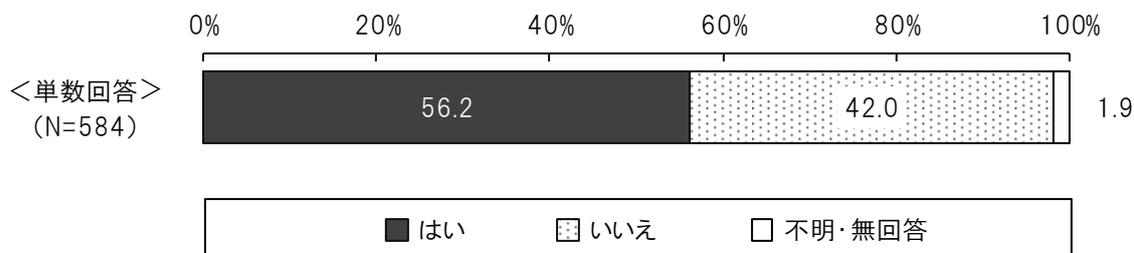
自分で食品・日用品の買い物をしていますか



自分で食品・日用品の買い物をしているかについてみると、「できるし、している」が83.9%、「できるけどしていない」が12.7%、「できない」が2.7%となっています。

要介護認定を受けていない高齢者の8割以上は、自分自身で食品や日用品の買い物をしています。

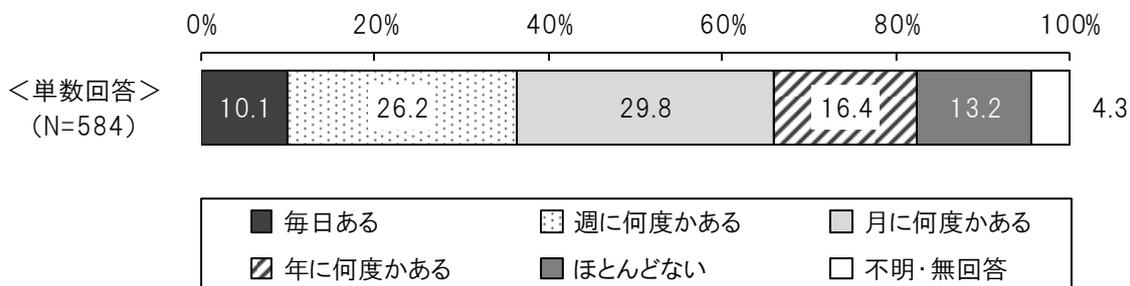
友人の家を訪ねていますか



友人の家を訪ねているかについてみると、「はい」が56.2%、「いいえ」が42.0%となっています。

友人・知人とのかかわりについて、要介護認定を受けていない高齢者の半数以上が友人の家を訪ね、交流している様子が見えます。

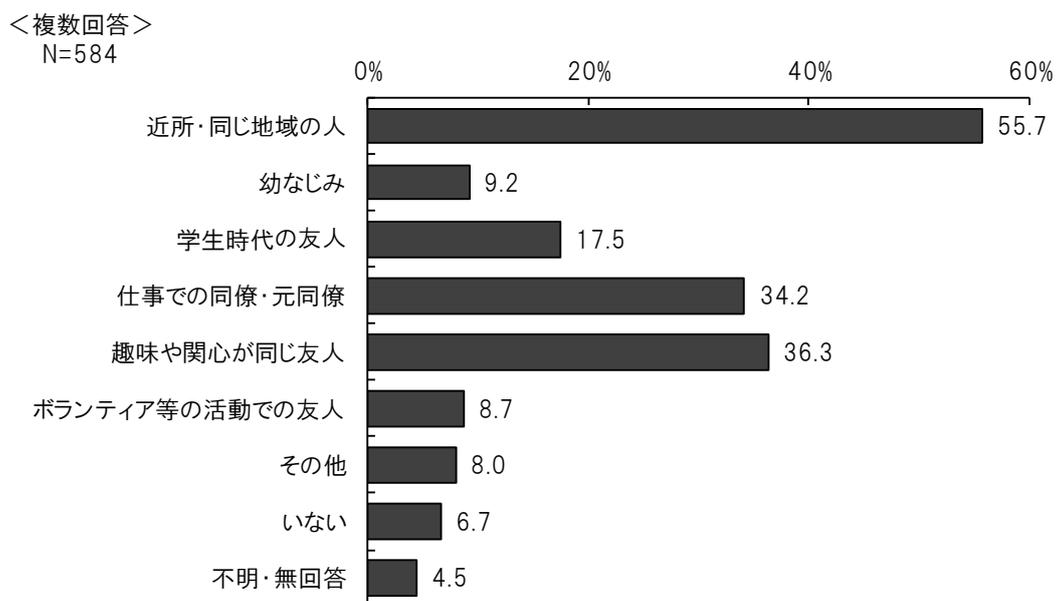
友人・知人と会う頻度はどれくらいですか



友人・知人と会う頻度についてみると、「月に何度かある」が29.8%と最も高く、次いで「週に何度かある」の26.2%、「年に何度かある」の16.4%が高くなっています。

友人・知人とのかかわりについて、要介護認定を受けていない高齢者のうち、会って交流を深める機会がほとんどない人は1割を超える程度にとどまっており、多くが家族以外の人たちとかかわる機会を持っている様子が見えます。

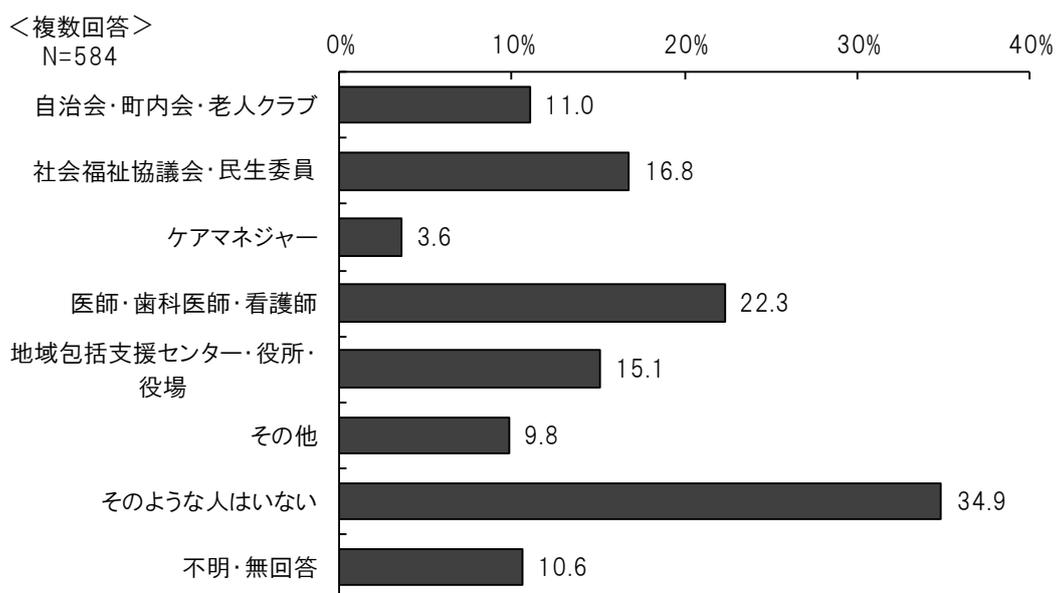
よく会う友人・知人はどんな関係の人ですか



よく会う友人・知人との関係についてみると、「近所・同じ地域の人」が 55.7%と最も高く、次いで「趣味や関心が同じ友人」の 36.3%、「仕事での同僚・元同僚」の 34.2%が高くなっています。

よく会う友人・知人については、近所や地域の人が半数以上となっています。要介護認定を受けていない高齢者は、地域のなかでのつながりも高い様子が見えます。

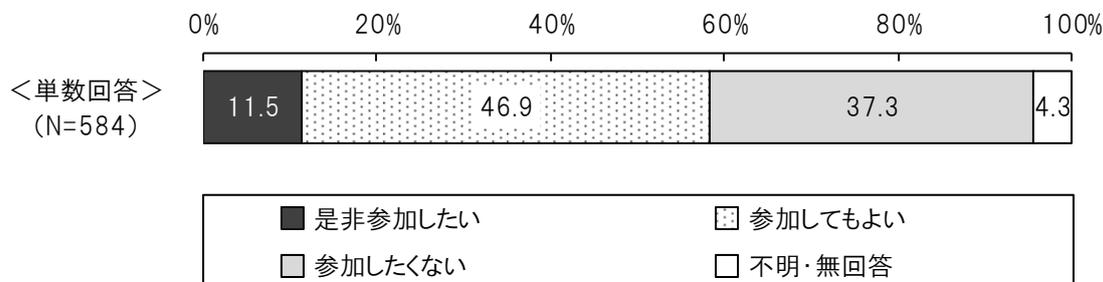
家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する場所や相手を教えてください



家族や友人・知人以外で、何かあったときに、相談する場所や相手についてみると、「そのような人はいない」の 34.9%に次いで、「医師・歯科医師・看護師」の 22.3%が高くなっています。

何かあったときの相談先として、医療機関が家族や友人・知人以外では比較的身近な存在となっている様子がうかがえます。

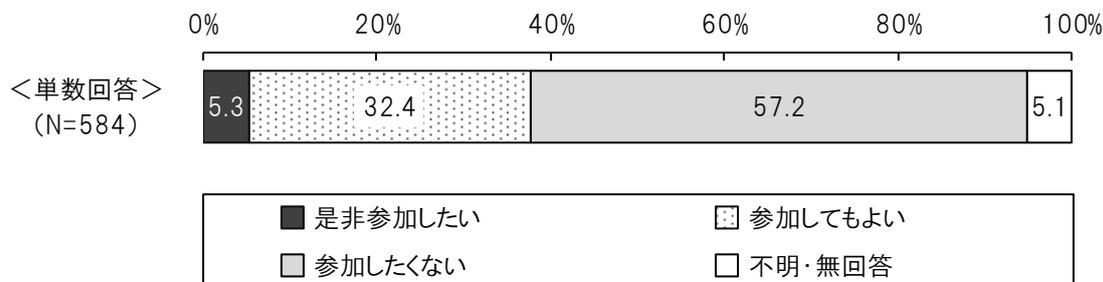
地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、その活動に参加者として参加してみたいと思いますか



地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加者として参加してみたいかについてみると、「参加してもよい」が46.9%と最も高くなっています。

健康づくりや趣味等に関する地域でのグループ活動について、興味があり参加したいと考える人が約6割で、このような地域での活動に対する関心の高さがうかがえます。

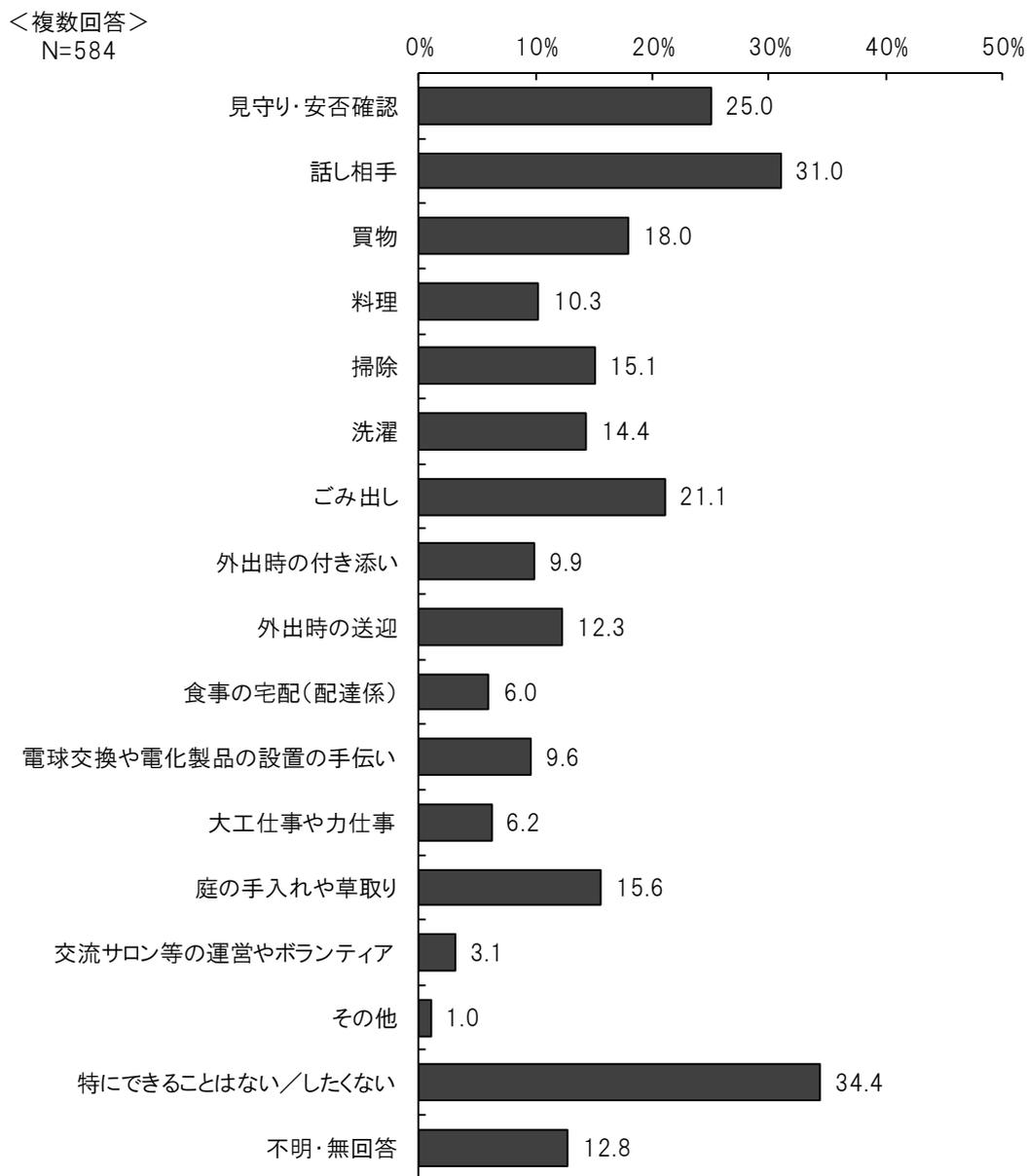
地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、その活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか



地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいかについてみると、「参加したくない」が57.2%と最も高くなっています。

健康づくりや趣味等に関する地域でのグループ活動に対する関心が高い一方で、このような地域での活動の世話役については、消極的になってしまう人が大半を占める様子がうかがえます。

高齢者同士で日常生活の支え合いを行う生活支援ボランティアとして、あなたご自身ができると思うものはありますか



日常生活の支え合いを行う生活支援ボランティアとして、できると思うものはあるかについてみると、「特にできることはない/したくない」が34.4%と最も高くなっています。次いで、「話し相手」の31.0%、「見守り・安否確認」の25.0%、「ごみ出し」の21.1%が高くなっています。

高齢者同士で日常生活の支え合いを行う生活支援ボランティアに対し、要介護認定を受けていない高齢者のなかでは、「不明・無回答」を含め、消極的な人が約半数を占める一方で、残りの半数は何らかの形でかかわりを持ちたいと考えている人であることがうかがえます。

2 関係団体ヒアリング

関係団体ヒアリングは、民生委員児童委員、老人クラブ、在宅介護者、福祉や介護の専門職を対象に、高齢者やその家族の様子、地域で支え合う仕組みづくり、社会参加の場や機会、地域生活の支援のための求められる取り組みなどについて、ご意見をうかがうことを目的に実施しました。

① 調査の概要

- ・調査対象 : 民生児童委員協議会高齢者部会、老人クラブ連合会、在宅介護者の会、ケアマネジャー連絡会、介護保険サービス事業所
- ・調査日 : ケアマネジャー連絡会 平成29年11月15日
民生児童委員協議会高齢者部会 平成29年11月21日
老人クラブ連合会 平成29年12月7日
在宅介護者の会 平成29年12月7日
介護保険サービス事業所 平成29年12月7日
- ・調査方法 : 団体ごとのグループインタビュー

② 調査の結果

(1) 高齢者やその家族の様子について

- ◆家族の支援があればいいが、家族の縁が遠のいている人などはかなり厳しいと思う。多分、孤立して寂しい思いをされていると思う。
- ◆高齢者の夫婦は、どちらかが病気や、認知症で目が離せない、夜眠れないなどで悩んでいるところがある。
- ◆施設に行くのを嫌がる。親の世話のために通っている子どもが疲れている。それが心配。
- ◆家でじっとしているよりデイサービスに来たほうがいい。少々きつくても来たほうがいいといわれる。
- ◆外に出るときの交通手段がなく、自分で出かけることができない人が結構いる。

(2) 地域で支え合う仕組みづくりのために

- ◆家族と疎遠になっていて、協力者がみつからないという現状が増えている。身近な地域で見守りができるような体制、近所の方が気にかけてくれるなど、元気なうちに支援してくれる方を結び付けておくような体制づくりが必要だと思う。
- ◆介護予防教室はとても良いが、元気な人が来られて、本当に必要な人が来られていない。
- ◆もともと社交的な人は手段があれば出ていくが、手段があっても出て行かない人が結構いる。自らかかわりを断とうとしている人たちが、地域でどう生活していくかということについて、いろんな工夫をしていかないと難しいのかなと思う。

- ◆サロンはやりたいと思う。ただ、価値観に幅があるため、ひとつにまとめるのはとても難しい。小さなグループをたくさんつくって、公民館を常にかけている状態にするなど、趣味が合うとか、そういう人たちを集めれば、人は集まると思う。
- ◆スペースだけを施設が提供して、あとは地域の人たちがいろいろ面倒みてくれる。まずは施設主体でやってみて、定着してきたら地域に呼びかけてやるのもいいかなと思う。
- ◆「たすけあい桂川」の活動は介護保険とは別のほうが良い。介護保険に入ってしまうと回数などが限られてくるかもしれない。介護保険内におさめないといけなくなると需要がなくなる。
- ◆家に閉じこもりがちな人や交通手段がない人は、外に出る機会が減ってしまうので、訪問すると長い時間お話しされる。話す場や聞いてくれる人が地域で求められていると感じる。
- ◆認知症の人を支える仕組みが必要。認知症は一人ひとり違う。本当にご家族は大変。そういう家族がもっと楽になるような仕組みがあればと思う。

(3) 社会参加の場や機会を整えていくために

- ◆行政区が35か所あるが、老人クラブに入っているのは半分以下。いろいろ問題があるが、それをどうしたらいいかというのが今後の課題。
- ◆交通の問題。老人クラブの会合のとき、送り迎えをするのが大変だ。

(4) 在宅生活継続の支援のために

- ◆「たすけあい桂川」という社協の事業が始まって、ヘルパーが対応できない部分などは頼めるようになった。生活が少し変わってきたのかなと思う。
- ◆福祉バスについて、行きはいいが帰りは遠回りになるなど、利用しづらいと聞く。乗り合いタクシーのようなものがあればと思う。
- ◆ヘルパーが入るまでない人などに昼食の配食があれば良いと思う。買い物も行けないので、家まで持って来てくれることや車で販売などあれば、お年寄りの方は助かるのではないかな。
- ◆「たすけあい桂川」などを活用しながら、買い物など行かれるかとは思いますが、行ける人、行けない人がいる。お店の皆さんの力を借りて、自宅に配達するなど、周知も併せてしてもらえればと思う。
- ◆在宅介護者の会があることをもっと皆さんにわかりやすく情報を流してもらいたい。私ももっと早く入っておけば良かったと思った。
- ◆子どもの世話と、やがて自分たちの親を世話する年齢になってくる若い人たちが、介護のことをあまり知らない。基本を学ぶ教室的なものを、継続していけたらいいなと思っている。

- ◆ひとり暮らしの人にいろんなサービスをおすすめしても利用されない人が多い。もう少し若いときから先の暮らしを説明するなど、将来に備えるための話をすることも必要なのではないかと思う。
- ◆経済面が大変で、必要なサービスを使えない人がたくさんいる。その辺が心配だ。
- ◆身寄りもない、食事もできていない、自宅の環境が悪いなど、とても在宅では生活できない状態の人を担当する機会が多い。そうなる前にその人とかかわりが持てるようなシステムがあれば、そういう人が少なくなっていくのではないかと思う。
- ◆重度化防止のために、個別の訓練を行っている。転倒防止のため足腰を鍛えることや、水分を多めに摂ってもらって、自分でトイレに行ってもらおうような取り組みも行っている。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

今後、桂川町での高齢化は益々すすむことが予測されるなか、高齢者がいくつになってもいきいきと生活し、支援や介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域において、安心して生活できるような地域社会を築いていくことが重要です。さらに、介護状態などになることの防止や要介護状態などの軽減・悪化の防止の考え方を地域全体で共有しながら、重度化防止に向けた取り組みを推進していくことも大切になります。

そのために、桂川町では、『地域包括ケアシステム』を深化・推進しながら、高齢者が長年築いた知識や能力などを十分に発揮し、住み慣れた地域において、個人の尊厳を尊重されながら自立した生活を送ることができる地域社会をめざします。

一方、第5次桂川町総合計画では、まちづくりの重点課題として、「協働のまちづくり」、「誰もが元気でいきいきと暮らせる社会の実現」などを示し、まちづくりの将来像を「協働で未来（夢）を拓く～笑顔あふれるまち“けいせん”～」と掲げています。

そこで、桂川町では、住民と地域の組織・団体、介護や福祉サービスの事業者、行政関係機関などとの協働により、高齢者やその家族を地域ぐるみで見守りながら、高齢者がいつまでも健康で、また、高齢者の社会参加の機会が確保できるよう、地域全体で高齢者を支えるまちづくりをすすめます。

以上のような考え方に基づき、本計画の基本理念を、第6期計画を継承し、次のように設定します。

基本理念

みんなが元気！ 誰もが笑顔！
自立と支えあいにつくるほほえみのまち“けいせん”

第2節 基本目標

第1章 第4節の「3 まとめ」で示したように、第7期計画では、本町の状況を踏まえながら、より体系的に、かつ地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたサービスのあり方を示していくこととしています。

このような観点から、第7期計画では、基本目標を、サービスの種別に応じて体系的に整理した上で、4つの視点で設定しました。

基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の暮らしを支える「支え合い」の地域づくりをすすめながら、自立した生活を営むための地域包括ケアシステムの構築を推進します。

基本目標2 健康づくりと介護予防の推進

高齢者が要支援・要介護状態になることや要介護状態の悪化を予防し、できる限り健康でいきいきとした生活を送れるよう、高齢者自身が自らの健康維持・増進に心がけ、健康づくりや介護予防の取り組みを推進し、また、要支援者や介護予防事業対象者に対して、切れ目のない総合的な支援が行えるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。

基本目標3 自立と安心につながる支援の充実

高齢者が生きがいを持って、充実した生活を送ることができるよう、長年築いた豊富な知識や経験、能力などを活かしながら、地域における活動などに参加でき、また、高齢者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、きめ細かな福祉サービスの充実や住民相互の支援体制づくりを推進します。

基本目標4 介護保険給付事業の適正化

介護が必要になっても、誰もが安心して暮らすことができるよう、介護保険給付事業を福岡県介護保険広域連合と連携しながら、サービスの適正化を図ります。

第3節 施策の体系

第7期計画施策の体系図

(No.1)

基本目標	施策の方向	事業	事業種別		補助金・交付金等
			地域包括支援事業	社会的支援事業	
地域で支え合う 仕組みづくり 1	地域包括支援センター 運営の充実 (KPI) 高齢者福祉施策推進協議会（地域包括支援センター運営協議会）で適切な運営管理の実施	1 総合相談機能の充実	○	地域包括支援センターの運営	地域支援事業費配分金
		2 権利擁護業務の充実	○		地域支援事業費配分金
		3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の充実	○		地域支援事業費配分金
		4 介護予防ケアマネジメントの充実	○		地域支援事業費配分金
		5 地域ケア会議の充実	○		地域支援事業費配分金
	在宅医療・介護連携 の推進 (KPI) 飯塚圏域（飯塚市、嘉麻市及び桂川町）連携による実施 ○委託業務 地域包括ケア拠点業務 ○委託機関 飯塚医師会	1 地域の医療・介護サービス資源の把握	○		地域支援事業費配分金
		2 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	○		地域支援事業費配分金
		3 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	○		地域支援事業費配分金
		4 医療・介護関係者の情報共有の支援	○		地域支援事業費配分金
		5 在宅医療・介護連携に関する相談支援	○		地域支援事業費配分金
	認知症ケア体制 の整備 (KPI) 「認知症ケアパス」の作成	6 在宅医療・介護関係者の研修	○		地域支援事業費配分金
		7 地域住民への普及啓発	○		地域支援事業費配分金
		8 二次保健医療圏内・関係市との連携	○		地域支援事業費配分金
		1 認知症初期集中支援チームによる支援	○		地域支援事業費配分金
		2 認知症地域支援推進員の配置	○		地域支援事業費配分金
	生活支援体制の整備 (KPI) 35行政区「地域アセスメント」の実施	3 認知症サポーターの養成	○		地域支援事業費配分金
		4 認知症カフェの開設支援	○		地域支援事業費配分金
		5 認知症に対する正しい理解の促進	○		地域支援事業費配分金
		1 生活支援コーディネーターの配置	○		地域支援事業費配分金
		2 協議体の設置と機能の充実	○		地域支援事業費配分金

第7期計画施策の体系図

(No.2)

基本目標	施策の方向		事業	事業種別		補助金・交付金等	
	重要業績評価指標 (KPI) ※平成32年度目標値	健康づくりの推進		地域支援事業 介護予防・日常生活支援 総合事業	健康推進事業		
2 健康づくりと 介護予防の推進	1 健康づくりの推進 ※「桂川町健康増進・食育推進計画」(平成29年3月策定)で管理	1	健康づくりに関する取り組みの推進		○		
		2	各種健(校)診の受診勧奨		○		
		3	社会体育事業との連携		○		
	2	介護予防・生活支援 サービスの充実	1	訪問型サービス(訪問介護)	○		地域支援事業費配分金
			2	訪問型サービスA(緩和した基準による訪問型サービス)	○		地域支援事業費配分金
			3	訪問型サービスB(住民主体による訪問型サービス)	○		地域支援事業費配分金
			4	訪問型サービスC(短期集中予防による訪問型サービス)	○		地域支援事業費配分金
			5	訪問型サービスD(移動支援)	○		地域支援事業費配分金
			6	通所型サービス(通所介護)	○		地域支援事業費配分金
			7	通所型サービスA(緩和した基準による通所型サービス)	○		地域支援事業費配分金
3 一般介護予防事業 の充実	(KPI) サービスの施設及び地域住民及び サービス事業者への周知	8	通所型サービスB(住民主体による通所型サービス)	○		地域支援事業費配分金	
		9	通所型サービスC(短期集中予防のための通所型サービス)	○		地域支援事業費配分金	
		10	その他の生活支援サービス	○		地域支援事業費配分金	
		1	介護予防把握事業	○		地域支援事業費配分金	
		2	介護予防普及啓発事業	○		地域支援事業費配分金	
		3	地域リハビリテーション活動支援事業	○		地域支援事業費配分金	
		4	一般介護予防事業評価事業	○		地域支援事業費配分金	

第3章 計画の基本的な考え方
第3節 施策の体系

第7期計画施策の体系図

(No.3)

基本目標	施策の方向		事業	事業種別				補助金・交付金等
	重要業績評価指標 (KPI) ※平成32年度目標値			地域支援事業 任意事業	一般高齢者 施策	その他		
自立と安心につながる 支援の充実	1 社会参加の推進 (KPI) 適切な支援の継続	1	老人クラブ活動支援事業		○		福岡県社会活動推進等事業費補助金	
		2	生涯学習 (ことぶき大学) の推進		○			
		3	シルバー人材センター支援事業		○			
		4	敬老会開催助成事業		○			
		5	長寿祝金支給事業		○			
	2 ※より適切かつ効果的な事業の在り方について検討 (KPI) 避難行動要支援者名簿登録者数 810名	1	食の自立支援事業 (配食サービス事業)	○			地域支援事業費配分金	
		2	在宅介護支援事業		○			
		3	在宅療養だより老人等介護手当給付事業	○			地域支援事業費配分金	
		4	訪問理美容サービス事業		○			
		5	緊急通報システム事業		○			
		6	福祉電話貸与事業		○			
		7	見守りネットふくおか		○			
3 生活環境の整備	3 (KPI) 1 より適切かつ効果的な事業の在り方について検討 2 法に基づき、入所が必要な方へ措置実施 3 適切な利用の促進 4 公営住宅の増改築にあたってのバリアフリー化	8	避難行動要支援者に対する支援体制の充実		○			
		9	福祉バス、買物・通院バスの運行		○			
		10	生活支援ボランティアの育成や活動の支援			○		
		11	福祉部による高齢者サロンなどに対する支援			○		
		12	家族介護者への支援	○			地域支援事業費配分金	
		1	高齢者等住宅改造費補助事業		○		福岡県高齢者等在宅生活支援事業費補助金	
		2	養護老人ホーム施設入所措置事業		○		特別交付税	
		3	サービス付き高齢者向け住宅などの適切な利用促進	○			地域支援事業費配分金	
		4	町営住宅のバリアフリー化の推進			○	社会資本整備総合交付金	

(No.4)

第7期計画施策の体系図

基本目標	施策の方向	事業		補助金・交付金等
		事業種別	介護保険給付事業	
4 介護保険給付事業の 適正化	居宅介護（介護予防）サービス ※福岡県介護保険広域連合において「介護給付適正化計画」に基づき実施 (主要5事業) ①要介護等認定の適正化 ②ケアプランの点検 ③住宅改修等の点検 ④縦断占検・医療情報との突合 ⑤介護給付費通知 資料：福岡県介護保険広域連合 介護保険事業計画【第7期】	1 訪問介護	○	
		2 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護	○	
		3 介護予防訪問看護・訪問看護	○	
		4 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション	○	
		5 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導	○	
		6 通所介護	○	
		7 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション	○	
		8 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護	○	
		9 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護	○	
		10 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与	○	
		11 特定介護予防福祉用具購入・特定福祉用具購入	○	
		12 介護予防住宅改修・住宅改修	○	
		13 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護	○	
		14 介護予防支援・居宅介護支援	○	
地域密着型サービス ※福岡県介護保険広域連合において「介護給付適正化計画」に基づき実施 (主要5事業)①～⑤ 資料：福岡県介護保険広域連合 介護保険事業計画【第7期】	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○		
	2 夜間対応型訪問介護	○		
	3 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護	○		
	4 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護	○		
	5 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	○		
	6 地域密着型特定施設入所者生活介護	○		
	7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）	○		
	8 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	○		
	9 地域密着型通所介護	○		
施設介護サービス ※福岡県介護保険広域連合において「介護給付適正化計画」に基づき実施 (主要5事業)①～⑤ 資料：福岡県介護保険広域連合 介護保険事業計画【第7期】	1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	○		
	2 介護老人保健施設（老人保健施設）	○		
	3 介護療養型医療施設（療養病床等）	○		

第4節 日常生活圏域の枠組み

高齢者福祉施策や介護保険事業を円滑に推進するため、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、市町村内を日常生活の圏域に分けることが求められています。日常生活圏域の設定については、地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件などを総合的に勘案して定めることになっています。

桂川町では、町全域を1つの日常生活圏域として設定します。

第5節 高齢者人口と要支援・要介護認定者数の推計

<高齢者人口の推計>

単位：人

	実績値			推計値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
高齢者人口（A）	4,148	4,313	4,463	4,559	4,615	4,689	4,742
比率（A/D）	29.7%	31.1%	32.5%	33.4%	34.2%	35.0%	37.3%
65～74歳（B）	2,161	2,292	2,401	2,480	2,494	2,560	2,107
比率（B/D）	15.5%	16.5%	17.5%	18.2%	18.5%	19.1%	16.6%
75歳以上（C）	1,987	2,021	2,062	2,079	2,121	2,129	2,635
比率（C/D）	14.2%	14.6%	15.0%	15.2%	15.7%	15.9%	20.7%
総人口（D）	13,963	13,871	13,739	13,635	13,509	13,401	12,719

資料：福岡県介護保険広域連合

<要支援・要介護認定者数と認定率の推計>

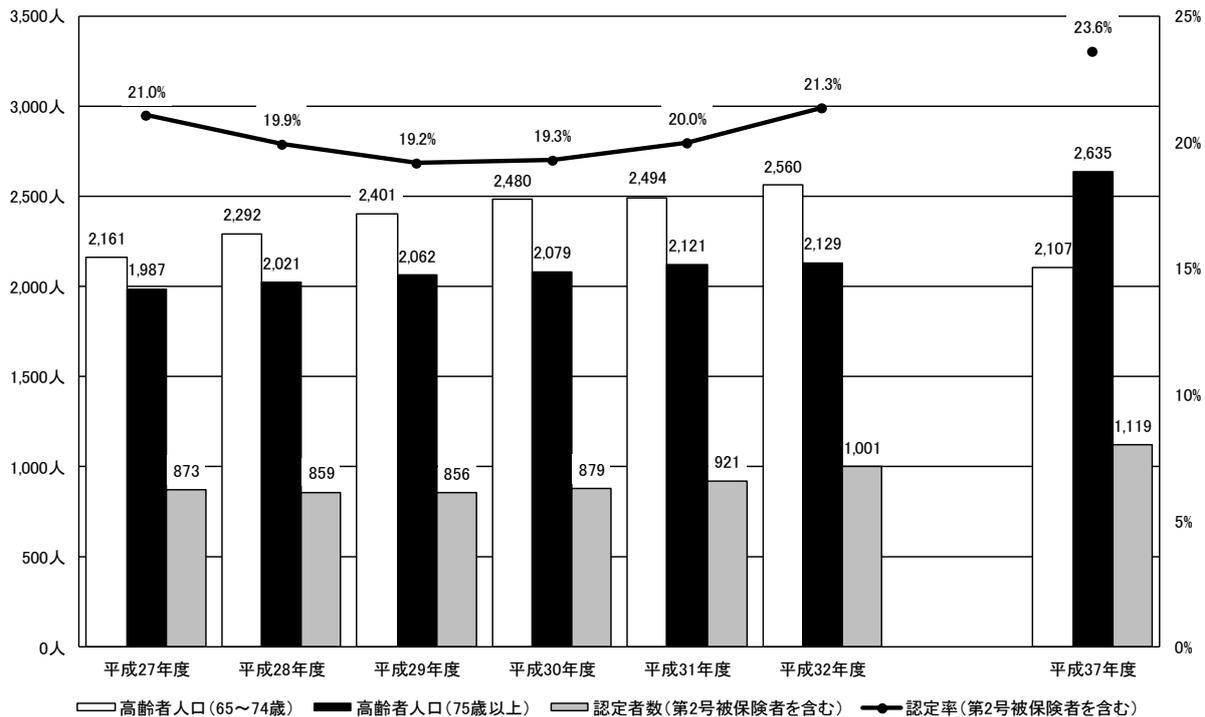
単位：人

	実績値			推計値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	131	96	81	74	77	85	91
要支援2	110	96	94	100	104	112	134
要介護1	176	179	187	195	206	221	250
要介護2	137	156	167	178	187	205	228
要介護3	98	112	124	138	155	180	202
要介護4	123	123	111	103	98	100	108
要介護5	98	97	92	91	94	98	106
合計	873	859	856	879	921	1,001	1,119
認定率	21.0%	19.9%	19.2%	19.3%	20.0%	21.3%	23.6%

注：要支援・要介護認定者数と認定率は、第2号被保険者を含む。

資料：福岡県介護保険広域連合

<高齢者人口／要支援・要介護認定者数と認定率の推計>



資料：福岡県介護保険広域連合

昭和22年（1947年）～昭和24年（1949年）に生まれた、いわゆる「団塊の世代」の人たちが、平成27年（2015年）にはすべて65歳以上の高齢者となったことから、桂川町では急速に高齢化が進行しています。

第6期計画期間（平成27年度～平成29年度）においては、65～74歳の前期高齢者の人口が大きく増加しました。一方、前期高齢者の要支援・要介護認定者の割合は小さいこともあり、高齢者人口の増加傾向に対し、認定者数に大きな変動はありませんでした。このようなことが、桂川町において要支援・要介護認定率が減少する要因のひとつとなりました。

第7期計画期間（平成30年度～平成32年度）においては、第6期計画期間中に比べると前期高齢者人口の増加傾向がゆるやかになると推計されています。一方、「団塊の世代」の高齢化がすすむこともあり、要支援・要介護認定者数の増加が予測されます。その結果、第6期計画期間中では減少傾向にあった要支援・要介護認定率が、増加に転じることが予測され、平成32年度には、第6期計画期間当初のレベルである21.3%に達すると推計されます。

平成37年（2025年）には、「団塊の世代」の人たちがすべて75歳以上の後期高齢者となり、前期高齢者の人口を上回ることとなります。また、後期高齢者が要支援・要介護認定者となる割合は、前期高齢者に比べると大きくなることもあり、認定者数がより一層増加することが予測されます。その結果、要支援・要介護認定率は23.6%まで達すると推計されます。

第4章 施策の内容

基本目標 1 地域で支え合う仕組みづくり

1 地域包括支援センター運営の充実

① 総合相談機能の充実

ア. 事業の概要

今後、益々増加する高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けて、介護保険サービスや高齢者福祉サービスなどの総合相談窓口である地域包括支援センターが核となり、地域の関係機関との連携を強化するなど、その機能の充実を図ります。

地域包括支援センターについて、住民への周知徹底を図り、高齢者の福祉・介護の施策に関する苦情・相談などの対応を拡充していきます。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実相談・支援件数	164 件	150 件	230 件	260 件	275 件	290 件
延相談・支援件数	227 件	166 件	256 件	270 件	285 件	300 件

エ. 今後の見通し

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加に伴い、総合的な相談のなかで対応に苦慮するケースが増加してくることが想定されます。地域包括支援センターに設置が望まれている3職種（保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー）を配置するなど、相談支援体制の強化と相談支援の質の向上に努めます。

② 権利擁護業務の充実

ア. 事業の概要

高齢者の権利擁護に関わる相談や苦情に対し、庁内関係部署や関係機関、介護保険サービスなどの事業者、地域の組織・団体が連携して対応するとともに、事業の周知、利用促進に努めます。

また、成年後見制度利用支援事業と併せて、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用にも努めます。

併せて、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」を踏まえ、関係機関が連携のもと、高齢者虐待防止の取り組みを推進するとともに、高齢者虐待防止の取り組み方法の検討や個別事例の検討などを行い、関係機関との連携強化や高齢者虐待防止に関する体制整備に努めます。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実相談・支援件数	4件	11件	28件	40件	52件	64件
延相談・支援件数	7件	11件	36件	50件	65件	80件

エ. 今後の見通し

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加に伴い、権利擁護に関する業務のなかで対応に苦慮するケースが増加してくることが想定されます。地域包括支援センターに設置が望まれている3職種（保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー）を配置するなど、相談支援体制の強化と相談支援の質の向上に努めます。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の充実

ア. 事業の概要

地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）から困難事例などの相談を受け、指導・助言を行います。

また、ケアプラン作成技術の指導・助言や研修会などを開催するとともに、関係機関との連携・協力体制の整備など、包括的・継続的なケア体制の構築支援等の事業を実施し、ケアマネジメントの質の向上に努めます。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実相談・支援件数	15件	14件	16件	18件	20件	22件
延相談・支援件数	17件	17件	16件	18件	20件	22件

エ. 今後の見通し

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加に伴い、対応に苦慮するケースが増加してくることが想定されます。ケアマネ連絡会の年6回（2か月に1回）の継続的な開催を維持しながら、そこでの意見交換をより一層深め、ケアマネジメントの質の向上に努めます。

④ 介護予防ケアマネジメントの充実

ア. 事業の概要

要支援認定者に対する介護予防支援（予防給付プランの作成等）や、要支援認定者および介護予防・生活支援サービス事業の対象者に対し、身体的・精神的・社会的機能の改善を目標とし、自立支援のためにアセスメント、介護予防ケアプランの作成、サービス提供後のモニタリングを実施します。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付 プラン件数	173件	119件	120件	120件	120件	120件
介護予防 プラン件数	90件	110件	118件	140件	150件	160件

エ. 今後の見通し

予防給付プランや介護予防プランの作成とモニタリングにあたっては、利用者の自立支援や重度化防止につながるよう、その取り組みのより一層の充実に努めます。

⑤ 地域ケア会議の充実

ア. 事業の概要

介護保険事業所や医療機関、関係機関、地域の組織・団体などと連携した地域ケア会議の推進により、高齢者やその家族に対する支援の充実や、高齢者支援をめぐる地域課題の把握とその改善に向けた地域の基盤づくりに努めます。

自立支援に向けた個別課題解決のための会議や全町的な地域課題の解決に向けた政策形成のための会議を開催します。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
個別ケア会議 (自立支援型) 開催回数	2回	7回	12回	6回	6回	6回
個別ケア会議 (困難事例型) 開催回数	6回	5回	6回	6回	9回	12回
高齢者福祉施 策推進協議会	1回	0回	3回	1回	1回	1回

エ. 今後の見通し

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加に伴い、対応に苦慮するケースが増加してくることが想定されます。そのために地域ケア会議は大きな役割を果たしますが、特に個別ケア会議（困難事例型）について重要であることから、同会議の開催を年6回（2か月に1回）から、年12回（1か月に1回）の開催とするよう努めます。

2 在宅医療・介護連携の推進

ア. 実施方法（①～⑧共通事項）

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	委託（飯塚医師会）

イ. 実績と見込み（①～⑧共通事項）

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施形態	協議中	協議中	協議中	委託	委託	委託

ウ. 今後の見通し（①～⑧共通事項）

在宅医療・介護連携の推進に関する以下の①～⑧の事業については、飯塚圏域（桂川町、飯塚市および嘉麻市）において共同で取り組んでいます。また、平成30年度からは「一般社団法人 飯塚医師会」に委託して事業の推進を図ります。

① 地域の医療・介護サービス資源の把握

ア. 事業の概要

地域の医療機関や介護保険事業者などの住所、機能などを調査し、これまでに役場などで把握している情報とあわせて、マップ、またはリストを作成します。作成したマップなどは、地域の医療・介護関係者や住民に広く公開します。

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

ア. 事業の概要

町担当課に加え、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの医療従事者、介護保険事業所などの介護従事者、および関係機関が参加する多職種連携会議において、在宅医療・介護連携推進のための課題抽出とその問題解決を図ります。

③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

ア. 事業の概要

在宅医療や介護を利用している患者や利用者の緊急の相談などに対応できるよう、医療機関や訪問看護事業所、介護保険事業所間の連携により、24時間、患者や利用者からの連絡を受けられる体制または往診や訪問看護、介護保険サービスなどが提供できる体制の整備を図ります。

④ 医療・介護関係者の情報共有の支援

ア. 事業の概要

一人の利用者に対して多職種が連携して医療保健サービスや介護保険サービスを提供する際には、一貫性のあるサービスの提供のため迅速な情報の共有が不可欠なため、地域の在宅医療・介護関係者の顔の見える関係づくりや地域連携シートの活用のさらなる拡大などによって、地域内で効率的な情報共有を行える基盤を整えます。

⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

ア. 事業の概要

医師会や地域包括支援センターが相談窓口となり、介護従事者に医療情報を、また、医療従事者に介護情報を提供するなど、在宅医療・介護連携の円滑化のための支援を行います。

⑥ 在宅医療・介護関係者の研修

ア. 事業の概要

在宅医療・医療介護連携の必要性や在宅医療の技法、多職種の連携、医療保険・介護保険上の各種手続きなど、関係職種が実際に業務をすすめる上で必要になるさまざまな事項について、全体研修やグループワークなどを通じて学びます。

⑦ 地域住民への普及啓発

ア. 事業の概要

在宅医療・介護の連携が円滑にすすんでいくためには、保健医療サービスや介護保険サービスの関係者の連携・努力だけではなく、何よりも患者や利用者、またその家族が在宅医療についてよく理解して選択することが基本となります。今後、各地域において医療・介護の支援が必要とされる高齢住民が増加することが見込まれているため、地域住民にも在宅での療養介護に関する理解を促す普及・啓発活動を行います。

⑧ 二次保健医療圏内・関係市との連携

ア. 事業の概要

同一の二次保健医療圏内にある飯塚市、嘉麻市と連携して、二次保健医療圏内の医療機関から退院する事例などに関して、県や保健所などの支援のもと、医療機関と協力して、退院後に在宅における保健医療サービスと介護保険サービスが一体的に提供されるよう、情報共有の方法などを含む在宅医療・介護連携のために必要な事項について協議をすすめます。

また、必要に応じて、同一の二次保健医療圏にある飯塚市、嘉麻市と連携して、患者などの急変時に診療する医療機関の確保などについて協議をすすめます。

3 認知症ケア体制の整備

① 認知症初期集中支援チームによる支援

ア. 事業の概要

複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族などに対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートします。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者	委託先
健康福祉課	町	一般社団法人 飯塚医師会／医療法人 昌和会 見立病院

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
支援件数	—	—	1 件	2 件	3 件	4 件

エ. 今後の見通し

今後増加が予想される認知症高齢者について、取り巻く家族など理解は十分とはいえない状況もあり、医療機関の受診を含め、適切な支援につながっていないケースが増加してくることが想定されます。委託先の医療機関との連携を強化しながら、本チームによる支援の充実に努めます。

② 認知症地域支援推進員の配置

ア. 事業の概要

認知症の人ができる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けることができるよう、医療機関や介護保険サービス事業所、地域の組織・団体などにつなぐための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う認知症地域支援推進員を配置します。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
配置人数	1 人	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人

エ. 今後の見通し

今後増加が予想される認知症高齢者に対しては、同居する家族のみならず、住民や地域の団体、介護保険サービス事業所などとの連携による支援が大変重要になってきます。支援の連携を強化していくため、そのコーディネート役となる認知症地域支援推進員の増員を図ります。

また、認知症の状況に応じて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスなどが利用できるかの概略を示した「認知症ケアパス」の作成を行います。

③ 認知症サポーターの養成

ア. 事業の概要

認知症に対する正しい知識の普及と意識啓発のために、認知症サポーター養成講座を実施し、サポーターの普及を図ります。

今後は広報活動を強化し、学校や地域の組織・団体、多くの人たちが利用する事業所などを対象とした認知症サポーター養成講座の開催を呼びかけ、地域に認知症サポーターを増やすことで認知症高齢者の見守り体制を整えます。

また、講師の研修や講座内容の検討により、講座の充実を図ります。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施回数	11 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回
サポーター数	877 人	1,002 人	1,020 人	1,040 人	1,060 人	1,080 人

エ. 今後の見通し

今後増加が予想される認知症高齢者に対する地域ぐるみの支援の充実を図っていくためには、地域の人たちの認知症に対する理解が大変重要になることから、理解のきっかけとなる認知症サポーター養成講座の充実とサポーター数の増加に努めます。

また、認知症の状況に応じて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスなどが利用できるかの概略を示した「認知症ケアパス」の作成を行います。

④ 認知症カフェの開設支援

ア. 事業の概要

認知症の人やその家族、地域住民、福祉や介護の専門職など、認知症に関わるさまざまな人たちが集い、気軽に会話や情報交換などを楽しむためのカフェ形式の場の開設に対し、支援を行います。

また、平成29年11月より、民生児童委員会や傾聴ボランティア「にこにこ」および、町民の方のご協力のもと月1回の「オレンジサロン ひまわりカフェ」を「いいバイ桂川多目的広場」で開催しています。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数	—	—	6回	24回	24回	24回
延参加者数	—	—	120人	720人	720人	720人

エ. 今後の見通し

今後増加が予想される認知症高齢者に対する支援の充実のためには、同居家族への支援も大変重要になることから、「オレンジサロン ひまわりカフェ」の拡充に努めます。

今後は各行政区や社会福祉法人等の事業所での開催を呼びかけていきます。

⑤ 認知症に対する正しい理解の促進

ア. 事業の概要

認知症に対する正しい知識の普及と意識啓発のために、各種広報媒体を用いた周知啓発活動などを実施します。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症 声かけ訓練	—	—	1回	1回	1回	1回

エ. 今後の見通し

今後増加が予想される認知症高齢者に対する地域ぐるみの支援の充実を図っていくためには、地域の人たちの認知症に対する理解が大変重要になることから、理解のきっかけとなる年1回の認知症声かけ訓練の継続維持に努めます。

4 生活支援体制の整備

① 生活支援コーディネーターの配置

ア. 事業の概要

高齢者の生活支援・介護予防サービスに関する体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置します。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	社会福祉協議会

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
配置人数	—	—	—	1人	1人	1人

エ. 今後の見通し

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加に伴い、日常的な生活支援が求められるケースの増加が想定され、住民や地域の団体など自発的な活動や、それらの活動の連携が大変重要になることが予測されます。

このような活動のコーディネート役となる生活支援コーディネーターを配置し、行政区ごとに地域アセスメントを行い、地域資源の把握、地域課題の抽出等に取り組みます。

② 協議体の設置と機能の充実

ア. 事業の概要

地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの提供組織・団体、地域の組織・団体などと生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が参画し、関係者間の定期的な情報共有や連携強化の中核となるネットワークとしての協議体を設置し、その機能の充実を図ります。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
協議体会議 開催回数	—	—	—	1回	2回	2回

エ. 今後の見通し

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加に伴い、日常的な生活支援が求められるケースの増加が想定されます。そのために協議体での検討は大きな役割を果たすことから、年2回の開催とするよう努めます。

基本目標 **2** 健康づくりと介護予防の推進

1 健康づくりの推進

① 健康づくりに関する取り組みの推進

ア. 事業の概要

市町村健康増進計画に当たる「桂川町健康増進・食育推進計画」に基づき、運動・スポーツや食生活の見直しなどによる高齢者の健康づくりを推進します。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 今後の見通し

「第1期桂川町健康増進・食育推進計画」（平成29年度～平成33年度）に基づく健康づくりに関する取り組みについて、引き続き推進します。

② 各種健（検）診の受診勧奨

ア. 事業の概要

特定健康診査・特定保健指導事業は、「桂川町特定健康診査等実施計画」に基づき、各種がん検診は、「桂川町健康増進・食育推進計画」に基づき、目標受診（実施）率の達成をめざして、健（検）診などの周知・啓発を行い、本人自身の健康管理などに対する意識向上を図ります。

また、後期高齢者医療保険被保険者を対象とした健診（福岡県後期高齢者医療広域連合が実施）の受診啓発を行います。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課 保険環境課	町

ウ. 今後の見通し

「第3期桂川町特定健康診査等実施計画」（平成30年度～平成35年度）および、「第1期桂川町健康増進・食育推進計画」（平成29年度～平成33年度）に基づき、各種健（検）診の受診勧奨などの取り組みについて、引き続き推進します。

③ 社会体育事業との連携

ア. 事業の概要

町民を対象とした社会体育として実施されるスポーツ教室や体力づくり推進のための事業と連携を図りながら、高齢者の健康づくりを推進します。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
社会教育課	教育委員会

2 介護予防・生活支援サービス事業の充実

① 訪問型サービス（訪問介護）

ア. 事業の概要

ホームヘルパーが自宅を訪問して、食事・入浴・排せつなど直接身体に触れる身体介助をはじめ、掃除・洗濯・調理などの家事面における生活援助、通院時の外出移動サポートなどを行います。

福岡県介護保険広域連合が介護保険給付と同様に、介護給付費の支払いなどサービス提供にあたっての必要な事務を行います。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	指定介護保険事業者

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数	418 人	1,060 人	812 人	850 人	850 人	850 人
訪問回数	2,336 回	5,558 回	4,278 回	4,500 回	4,500 回	4,500 回

エ. 今後の見通し

高齢者人口の増加により支援の必要な人が増えていくことが予想されますが、緩和したサービスの利用等適切なサービスを実施することで、現状維持に努めます。

② 訪問型サービス A（緩和した基準による訪問型サービス）

ア. 事業の概要

訪問介護事業所などが実施する緩和した基準による訪問型サービスを提供します。

福岡県介護保険広域連合が介護保険給付と同様に、介護給付費の支払いなどサービス提供にあたっての必要な事務を行います。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	指定介護保険事業者

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数	—	—	26人	30人	35人	40人
訪問回数	—	—	104回	120回	140回	160回

エ. 今後の見通し

高齢者人口の増加により支援の必要な人が増えていくことが予想されます。今後も適切なサービス利用に努めます。

③ 訪問型サービスB（住民主体による訪問型サービス）

ア. 事業の概要

住民のボランティアによる軽度な生活援助などの訪問型サービスを提供するものです。

イ. 今後の見通し

第6期計画期間中、本サービスは実施できていません。

「生活支援体制の整備」（基本目標1）や「生活支援ボランティアの育成や活動の支援」（基本目標3：2 在宅生活の継続支援）の取り組みと連携し、また、その進捗にあわせ、住民主体による訪問型サービスの開始に向けて検討していきます。

④ 訪問型サービスC（短期集中予防による訪問型サービス）

ア. 事業の概要

3～6か月の短期間で、口腔機能や栄養状態の改善、身体機能や閉じこもり状態の改善のための訪問相談・指導または退院直後における在宅生活支援を行うものです。

イ. 今後の見通し

第6期計画期間中、本サービスは実施できていません。

通所型サービス「短期集中予防のための通所型サービス」での成果の確認と、訪問型のニーズを確認しながら、短期集中予防による訪問型サービスの開始に向けて検討していきます。

⑤ 訪問型サービスD（移動支援）

ア. 事業の概要

介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援を、住民が主体となって提供するものです。

イ. 今後の見通し

第6期計画期間中、本サービスは実施できていません。

「生活支援体制の整備」（基本目標1）や「生活支援ボランティアの育成や活動の支援」（基本目標3：2 在宅生活の継続支援）の取り組みと連携し、また、その進捗にあわせ、移動支援の開始に向けて検討していきます。

⑥ 通所型サービス（通所介護）

ア. 事業の概要

通所介護事業所などにおいて、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。

福岡県介護保険広域連合が介護保険給付と同様に、介護給付費の支払いなどサービス提供にあたっての必要な事務を行います。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	指定介護保険事業者

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数	306人	824人	714人	750人	750人	750人
実施回数	1,938回	5,213回	4,440回	4,700回	4,700回	4,700回

エ. 今後の見通し

高齢者人口の増加により支援の必要な人が増えていくことが予想されますが、緩和したサービスの利用等適切なサービスを実施することで、現状維持に努めます。

⑦ 通所型サービスA（緩和した基準による通所型サービス）

ア. 事業の概要

通所介護事業所などが実施する緩和した基準による通所型サービスを提供します。

福岡県介護保険広域連合が介護保険給付と同様に、介護給付費の支払いなどサービス提供にあたっての必要な事務を行います。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	指定介護保険事業者

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数	—	—	8人	10人	12人	14人
実施回数	—	—	36回	40回	48回	56回

エ. 今後の見通し

高齢者人口の増加により支援の必要な人が増えていくことが予想されます。今後も適切なサービス利用に努めます。

⑧ 通所型サービスB（住民主体による通所型サービス）

ア. 事業の概要

住民のボランティアによる高齢者のためのサロンなどの通所型サービスを提供するものです。

イ. 今後の見通し

第6期計画期間中、本サービスは実施できていません。

「生活支援体制の整備」（基本目標1）や「福祉部などによる高齢者サロンに対する支援」（基本目標3：2 在宅生活の継続支援）の取り組みと連携し、また、その進捗にあわせ、住民主体による訪問型サービスの開始に向けて検討していきます。

⑨ 通所型サービスC（短期集中予防のための通所型サービス）

ア. 事業の概要

6か月の短期間で、身体機能や閉じこもり状態の改善のためのプログラムを総合福祉センター「ひまわりの里」で実施します。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

【転倒予防教室】

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数	—	—	40人	40人	40人	40人
実施回数	—	—	48回	48回	48回	48回

【理学療法教室】

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数	—	—	16人	16人	16人	16人
実施回数	—	—	48回	48回	48回	48回

エ. 今後の見通し

随時内容の見直しを行いながら、教室の効果的な運営に努めます。

⑩ その他の生活支援サービス

ア. 事業の概要

要支援認定者および介護予防・生活支援サービス事業の対象者などに対し、栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者などの見守りを提供するものです。

イ. 今後の見通し

第6期計画期間中、本サービスは実施できていません。

「生活支援体制の整備」（基本目標1）や「生活支援ボランティアの育成や活動の支援」（基本目標3：2 在宅生活の継続支援）の取り組みと連携し、また、その進捗にあわせ、さらに、配食サービスなどの既存事業との調整を行いながら、生活支援サービスの開始に向けて検討していきます。

3 一般介護予防事業の充実

① 介護予防把握事業

ア. 事業の概要

広域連合が実施する高齢者生活アンケートおよび医療機関や民生委員などからの情報提供や、関係機関との連携により収集した情報などを活用しながら、何らかの支援を要する人を早期に把握し、介護予防活動につなぎます。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問件数	356 件	237 件	120 件	120 件	130 件	130 件

エ. 今後の見通し

高齢者人口の増加により支援の必要な人が増えていくことが予想されます。今後も自宅への訪問などを通じ、介護予防などの支援が必要な高齢者の把握に努めます。

② 介護予防普及啓発事業

ア. 事業の概要

介護予防に関するチラシ・パンフレットの作成・配布や、地区の公民館などを利用して血圧測定や介護予防相談、介護予防学習会を実施し、介護予防に関する知識の普及啓発を行います。

また、介護予防や認知症予防のため、「わくわく脳若トレーニング」や「はつらつ体操教室」、「転倒予防教室」、および各地域介護予防教室を、総合福祉センター「ひまわりの里」ならびに地域公民館で実施します。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

【はつらつ体操教室】

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数	12回	25回	25回	25回	25回	25回
実利用者数	34人	15人	18人	35人	35人	35人

【転倒予防教室】

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数	46回	47回	48回	48回	48回	48回
実利用者数	34人	42人	46人	50人	50人	50人

【わくわく脳若トレーニング】

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数	11回	23回	24回	24回	24回	24回
実利用者数	22人	48人	48人	48人	48人	48人

【各地域介護予防教室：音楽療法】

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数	36回	41回	33回	40回	40回	40回
延参加者数	470人	566人	466人	600人	600人	600人

【各地域介護予防教室：転倒予防】

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数	20回	19回	19回	20回	20回	20回
延参加者数	262人	241人	258人	260人	260人	260人

【各地域介護予防教室：口腔】

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数	14回	21回	17回	20回	20回	20回
延参加者数	134人	190人	190人	220人	220人	220人

【各地域介護予防教室：脳若トレーニング】

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数	—	15回	23回	25回	25回	25回
延参加者数	—	164人	310人	330人	330人	330人

【各地域介護予防教室：シニアエクササイズ】

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数	—	—	14回	20回	25回	30回
延参加者数	—	—	180人	250人	320人	380人

エ. 今後の見通し

随時内容の見直しを行いながら、教室の効果的な運営に努めます。

③ 地域リハビリテーション活動支援事業

ア. 事業の概要

高齢者を対象としたサロンの場や地域ケア会議などに、必要に応じてリハビリテーション専門職などを派遣し、助言などを求めることで、地域における介護予防に関する取り組みの機能強化を図ります。

イ. 今後の見通し

第6期計画期間中、本事業の実施に至っていませんが、専門職の確保に努め、実施に向けて検討していきます。

④ 一般介護予防事業評価事業

ア. 事業の概要

原則として、年度ごとに事業評価項目に沿って、各事業が適切な手順・過程を経て実施できているかの評価を実施し、内容の見直しを行います。

イ. 今後の見通し

第6期計画期間中、本事業の実施に至っていませんが、今後、実施に向けて評価指標などの検討を行っていきます。

基本目標 **3** 自立と安心につながる支援の充実

1 社会参加の推進

① 老人クラブ活動支援事業

ア. 事業の概要

老人クラブ育成と充実を図るため、町老人クラブ連合会ならびに単位老人クラブに補助金を交付します。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
単位クラブ数	17クラブ	17クラブ	15クラブ	15クラブ	15クラブ	15クラブ
登録会員数	597人	508人	506人	500人	500人	500人

エ. 今後の見通し

単位クラブ数および会員数が減少傾向にあるため、継続して支援を行います。

② 生涯学習（ことぶき大学）の推進

ア. 事業の概要

ことぶき大学では、社会参画や生きがいづくりをはじめ、学ぶことの重要性や楽しさを実感してもらうことを目的に実施しています。定例開催として、教養講座と専門講座（園芸・民謡・習字・健康）を実施し、陶芸講座やちりめん講座等の単発講座も実施しています。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
社会教育課	教育委員会

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
講座数	3 講座	3 講座	4 講座	4 講座	4 講座	4 講座
申込者数	92 人	78 人	102 人	130 人	130 人	130 人

エ. 今後の見通し

引き続き事業を実施します。

③ シルバー人材センター支援事業

ア. 事業の概要

高齢者の就労を促進し、健康と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会に寄与することを目的とした嘉麻・桂川広域シルバー人材センターに対し、活動助成を実施します。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
建設事業課	嘉麻・桂川広域シルバー人材センター

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
登録者数	84 人	90 人	89 人	90 人	95 人	100 人
就業者実数	79 人	89 人	78 人	80 人	85 人	90 人

エ. 今後の見通し

引き続き活動の助成を実施します。

④ 敬老会開催助成事業

ア. 事業の概要

できるだけ身近な地域で高齢者をお祝いし、地域の活性化と高齢者の社会参加を図るため、地域の実情に合ったさまざまな形態で行政区などが開催する敬老会に対し、経費の一部を助成します。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催区数	32 行政区	32 行政区	32 行政区	35 行政区	35 行政区	35 行政区
対象者数	1,155 人	1,273 人	1,250 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人

エ. 今後の見通し

社会状況の変化と住民ニーズを踏まえた、より適切かつ効果的な事業のあり方について検討します。

⑤ 長寿祝金支給事業

ア. 事業の概要

社会に尽くされた高齢者を敬い、長寿を祝うため、敬老祝金を支給します。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
対象者数	365 人	451 人	499 人	540 人	590 人	640 人

エ. 今後の見通し

社会状況の変化と住民ニーズを踏まえた、より適切かつ効果的な事業のあり方について検討します。

2 在宅生活の継続支援

① 食の自立支援事業（配食サービス事業）

ア. 事業の概要

食の確保が困難で栄養改善を要する虚弱なひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の高齢者に、栄養のバランスがとれた食事（昼食・夕食）を提供し、併せて利用者の安否確認を行います。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	委託事業者

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
登録者数	44 人	51 人	61 人	65 人	65 人	65 人
延配食数	6,676 食	7,404 食	7,500 食	7,800 食	7,800 食	7,800 食

エ. 今後の見通し

社会状況の変化と住民ニーズを踏まえた、より適切かつ効果的な事業のあり方について検討します。

② 在宅介護支援事業

ア. 事業の概要

在宅で常時失禁状態にある人で、紙おむつを支給することにより、高齢者の在宅生活の継続を支援し、併せて家族介護者の経済的負担を軽減します。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	18 人	22 人	21 人	25 人	25 人	25 人

エ. 今後の見通し

社会状況の変化と住民ニーズを踏まえた、より適切かつ効果的な事業のあり方について検討します。

③ 在宅寝たきり老人等介護手当給付事業

ア. 事業の概要

在宅で寝たきり高齢者などを6か月以上常時介護している同一生計家族の介護者に対して介護手当を給付することにより、精神的、身体的、経済的な負担の軽減を図ります。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
支給件数	17件	19件	17件	20件	20件	20件

エ. 今後の見通し

社会状況の変化と住民ニーズを踏まえた、より適切かつ効果的な事業のあり方について検討します。

④ 訪問理美容サービス事業

ア. 事業の概要

おおむね65歳以上の寝たきりの高齢者ならびに認知症高齢者で理髪店や美容院に出向くことが困難な人に対して、居宅で手軽にこれらのサービスを受けられるようにするため、町内の理美容師が自宅を訪問し、理髪などのサービスを行います。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	委託事業者

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用件数	2件	2件	3件	3件	4件	4件

エ. 今後の見通し

社会状況の変化と住民ニーズを踏まえた、より適切かつ効果的な事業のあり方について検討します。

⑤ 緊急通報システム事業

ア. 事業の概要

ひとり暮らし高齢者で急な発作が予見されるなど、健康上特に注意を要すると認められる人で、緊急事態を自力で回避することができないと認められる高齢者などに対し、緊急事態に備えるため、各対象世帯に通報装置の端末機を設置し、委託先が24時間体制で受付対応することで、不安の解消および安否確認を行います。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	委託事業者

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用件数	29件	26件	22件	25件	25件	25件

エ. 今後の見通し

社会状況の変化と住民ニーズを踏まえた、より適切かつ効果的な事業のあり方について検討します。

⑥ 福祉電話貸与事業

ア. 事業の概要

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者ならびに重度身体障がいのある人に対し、安否確認や緊急時の連絡手段を確保するため福祉電話を貸与し、町が基本料金を負担するものです。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用件数	6件	6件	8件	8件	8件	8件

エ. 今後の見通し

社会状況の変化と住民ニーズを踏まえた、より適切かつ効果的な事業のあり方について検討します。

⑦ 見守りネットふくおか

ア. 事業の概要

地域に根ざした生活関連事業者が、家庭を訪問する日常業務を通じて、ひとり暮らしの高齢者などの異変を察知した場合に、市町村へ通報する活動で、福岡県が各協力事業者と協定を結んでいます。桂川町では、各事業者と個別協定を結んで「見守りネットふくおか」を推進しています。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
協力事業者 (所) 数	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所

エ. 今後の見通し

各事業者（所）との個別協定を締結し、事業を推進します。

⑧ 避難行動要支援者に対する支援体制の充実

ア. 事業の概要

日頃から高齢者などの所在を把握するとともに、行政区や自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団などの協力を得ながら避難勧告などの防災情報の伝達体制の確立をはじめ、地域全体で安否確認や避難誘導を行っていきます。

また、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、避難支援の検討や避難支援を行う人（支援者）の確保などのための同名簿の事前利用に対する同意取得をすすめています。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
対象者数 (75歳以上)	1,987人	2,021人	2,062人	2,079人	2,121人	2,129人
登録者数	629人	620人	660人	710人	760人	810人

エ. 今後の見通し

引き続き、登録者数の拡大に努めます。

⑨ 福祉バス、買物・通院バスの運行

ア. 事業の概要

福祉バスは、役場や総合福祉センター「ひまわりの里」などの公共施設の行き来を便利にするため、住民の身近な交通機関として運行しています。また、買物・通院バスは、町内のスーパーマーケットおよび医療機関を巡回することで、住民の福祉の向上に寄与することを目的に運行しています。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
福祉バス 利用者数	43,736人	41,194人	43,785人	45,000人	46,000人	47,000人
買物通院バス 利用者数	2,148人	2,037人	2,382人	2,500人	2,700人	3,000人

エ. 今後の見通し

今後も運行の利便性の向上のための検討を行います。

⑩ 生活支援ボランティアの育成や活動の支援

ア. 事業の概要

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などに対し、ごみ出しや電球の取り換えなどの家事支援や技術支援、買い物などの外出支援といった生活支援に関わるボランティアの育成や活動を支援します。具体的には、現在、社会福祉協議会で実施している「たすけあい桂川」の活動を支援していきます。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	社会福祉協議会

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
協力会員数	—	53 人	56 人	60 人	60 人	60 人
利用会員数	—	77 人	93 人	95 人	95 人	95 人
活動時間数	—	638.5 時間	1,275 時間	1,280 時間	1,280 時間	1,280 時間

エ. 今後の見通し

引き続き「たすけあい桂川」の活動を支援します。

⑪ 福祉部による高齢者サロンなどに対する支援

ア. 事業の概要

地域住民が自主的に集い、相互扶助のもと、心身ともに健康で、生きがいのある豊かな生活の実現をめざすことができるよう、行政区の福祉部などにより開催されるサロン活動を支援します。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	社会福祉協議会

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施区数	35 行政区	35 行政区	35 行政区	35 行政区	35 行政区	35 行政区
実施回数	348 回	361 回	364 回	380 回	390 回	400 回

エ. 今後の見通し

引き続き、行政区の福祉部などにより開催されるサロン活動を支援します。

⑫ 家族介護者への支援

ア. 事業の概要

家族介護者や経験者などが、悩みを語り合う場、リフレッシュできる場などを通じて、互いの交流を図るとともに、研修会や関係機関と連携しながら、介護問題や課題の解決が行えるように支援します。具体的には、現在社会福祉協議会で実施している「在宅介護者の会」の活動を支援しています。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	社会福祉協議会

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施回数	10 回	13 回	20 回	14 回	14 回	14 回
参加者数	165 人	145 人	187 人	166 人	166 人	166 人

エ. 今後の見通し

引き続き「在宅介護者の会」の活動を支援します。

3 生活環境の整備

① 高齢者等住宅改造費補助事業

ア. 事業の概要

高齢者などに配慮した住宅に改造する事業に対して、介護保険の住宅改修を優先した上で、その費用の一部を補助します。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用件数	1件	0件	2件	2件	2件	2件

エ. 今後の見通し

社会状況の変化と住民ニーズを踏まえた、より適切かつ効果的な事業のあり方について検討します。

② 養護老人ホーム施設入所措置事業

ア. 事業の概要

老人福祉法に基づき、環境および経済的理由によって在宅での生活が困難な高齢者を保護し、養護する目的でつくられた施設です。そこでの高齢者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するため、高齢者の心身の健康保持と生活環境の向上に必要な指導および援助を行います。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

ウ. 実績と見込み

	実績			見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
措置者数	4人	3人	2人	2人	2人	2人

エ. 今後の見通し

引き続き、老人福祉法に基づき、入所が必要な方へ措置を実施していきます。

③ サービス付き高齢者向け住宅などの適切な利用促進

ア. 事業の概要

老人福祉法に基づく軽費老人ホーム（ケアハウス）について、また、高齢者向けの賃貸住宅や有料老人ホームといったサービス付き高齢者向け住宅について、適切な利用を促進していきます。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
健康福祉課	町

④ 町営住宅のバリアフリー化の推進

ア. 事業の概要

町営住宅の増改築にあたっては、高齢者などの入居に配慮し、適切なバリアフリー構造としていきます。

イ. 実施方法

庁内担当部署	実施者
建設事業課	町

基本目標 **4** 介護保険給付事業の適正化

I 福岡県介護保険広域連合と桂川町との関係

桂川町は、福岡県介護保険広域連合に加入しています。

福岡県介護保険広域連合は、福岡県内の33の市町村が力をあわせ、公平で安定した介護保険制度の運営を行うことを目的として設立された組織です。福岡県介護保険広域連合では、福岡県内の広域連合加入市町村の介護保険に関する事務のうち、被保険者の資格の管理に関する事務、要介護認定等に関する事務、保険給付に関する事務、第1号被保険者の介護保険料の賦課および徴収に関する事務、介護保険事業計画の策定に関する事務、その他介護保険制度の施行に関する事務について行っています。

一方、桂川町保険環境課では、認定の申請および給付費申請等の窓口となっており、相談、サービス情報提供などについては、桂川町健康福祉課（地域包括支援センター）が窓口となっています。また、福岡県介護保険広域連合 田川・桂川支部では、介護認定の調査、認定審査および認定結果の通知と情報開示、また、給付費支給決定および給付費適正化に係る業務を行っています。

第1号被保険者の介護保険料は、福岡県介護保険広域連合が策定する介護保険事業計画に基づいて決定されます。また、第1号被保険者の介護保険料については、グループ別保険料となっています。グループ別保険料とは、広域連合の構成市町村を3グループに分け、給付の状況に応じた介護保険料を設定するものであり、平成17年度から導入されてきました。平成30年度～平成32年度についても、このグループ別保険料を継続し、構成市町村の給付水準が高いほうから順にA、B、Cの3グループに分け、グループごとに介護保険事業の収支がまかなえる介護保険料を設定しています。桂川町は、第6期計画ではBグループに属していましたが、第7期計画においても、Bグループに属することになります。

II 介護保険給付の利用実績と利用見込み

福岡県介護保険広域連合が策定する第7期介護保険事業計画に基づき、桂川町の介護保険給付の利用実績と利用見込みを整理します。

なお、飯塚圏域内で介護保険サービスを提供する施設・事業所数、ならびに桂川町内の地域密着型サービスを提供する事業所は次頁に示す通りです。

＜飯塚圏域内で介護保険サービスを提供する施設・事業所数＞

平成30年2月2日現在

名 称	桂川町	飯塚市	嘉麻市	計
訪問介護	3	79	19	101
介護予防訪問入浴介護	0	1	0	1
訪問入浴介護	0	1	0	1
介護予防訪問看護 ※1	13	210	52	275
訪問看護 ※1	13	210	52	275
介護予防訪問リハビリテーション ※1	12	198	46	256
訪問リハビリテーション ※1	12	198	46	256
介護予防居宅療養管理指導 ※2	15	275	61	351
居宅療養管理指導 ※2	15	275	61	351
通所介護	4	43	12	59
介護予防通所リハビリテーション ※3	2	11	7	20
通所リハビリテーション ※3	2	11	7	20
介護予防短期入所生活介護	2	17	5	24
短期入所生活介護	2	17	5	24
介護予防短期入所療養介護 ※4	2	7	4	13
短期入所療養介護 ※4	2	7	4	13
介護予防福祉用具貸与	1	16	1	18
福祉用具貸与	1	16	1	18
特定介護予防福祉用具購入	1	18	1	20
特定福祉用具購入	1	18	1	20
介護予防住宅改修	27	244	109	380
住宅改修	27	244	109	380
介護予防特定施設入居者生活介護	0	7	2	9
特定施設入居者生活介護	0	8	2	10
介護予防支援	1	7	1	9
居宅介護支援	7	53	20	80
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2	14	5	21
介護老人保健施設	1	6	2	9
介護療養型医療施設	1	1	2	4

- ※1 「みなし指定」を受けられる、保険医療機関事業所数を合算して計上。
 ※2 「みなし指定」を受けられる、保険医療機関・保険薬局事業所数を合算して計上。
 ※3 「みなし指定」を受けられる、介護老人保健施設の事業所数を合算して計上。
 ※4 「みなし指定」を受けられる、介護老人保健施設・介護療養型医療施設の事業所数を合算して計上。

- ◎ 医療機関および歯科、薬局の事業所数については、九州厚生局公式ホームページより抜粋。
 介護事業所数については、福岡県介護保険広域連合より提供。

＜桂川町内の地域密着型サービス事業所＞

平成30年1月1日現在

名 称	事業所数	施 設 名
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	
夜間対応型訪問介護	0	
介護予防認知症対応型通所介護	0	
認知症対応型通所介護	0	
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	
小規模多機能型居宅介護	0	
介護予防認知症対応型共同生活介護	3	グループホームけいせん グループホームあゆみ グループホームあゆみ2番館
認知症対応型共同生活介護	3	グループホームけいせん グループホームあゆみ グループホームあゆみ2番館
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1	特別養護老人ホーム 薫風の苑
看護小規模多機能型居宅介護	0	
地域密着型通所介護	1	デイサービスセンター 白藤の苑

資料：福岡県介護保険広域連合

1 居宅介護（介護予防）サービス

居宅介護（介護予防）サービスとは、要介護・要支援認定を受けた利用者が、可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅に住みながら受けられる通所介護（デイサービス）や訪問介護（ホームヘルプサービス）等のサービスです。サービス事業者の指定・指導・監督の権限は、法令上、都道府県知事が有しています。なお、要支援の利用者に係るサービスの一部は、平成27年度から、介護予防・日常生活支援総合事業に移行しています。

居宅介護（介護予防）サービスについては、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢夫婦のみの世帯が増加している一方で、高齢者の多くが、できるだけ住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることを望んでいることから、そのニーズに応え、介護が必要になっても在宅での暮らし継続の可能性が高められるよう、計画的な基盤整備をすすめ、サービス提供の充実を図っていくことが求められます。

① 訪問介護

ア. サービスの概要

ホームヘルパーが利用者の居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなど直接身体に触れる身体介助をはじめ、掃除・洗濯・調理などの家事面における生活援助、通院時の外出移動サポートなどを行います。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付	回数／年	24,812	25,921	25,704	30,414	30,931	33,140
	人数／年	1,698	1,797	1,948	1,992	2,064	2,220

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

介護給付は、推計上、平成30年度以降、給付の上昇が見込まれています。

② 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

ア. サービスの概要

自宅の浴槽での入浴が困難な人に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行います。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	回数／年	0	1	0	0	0	0
	人数／年	0	1	0	0	0	0
介護給付	回数／年	486	336	336	460	460	373
	人数／年	81	57	48	72	72	60

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

予防給付については、推計上、平成30年度以降、給付は見込まれていません。

介護給付については、給付の上昇が見込まれています。

③ 介護予防訪問看護・訪問看護

ア. サービスの概要

医師の指示に基づき、看護師などが利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	回数/年	612	292	176	324	324	324
	人数/年	78	34	20	36	36	36
介護給付	回数/年	4,565	4,588	4,712	6,096	6,280	6,524
	人数/年	373	378	420	432	444	456

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

予防給付、介護給付ともに、平成30年度以降、給付の上昇が見込まれています。

④ 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

ア. サービスの概要

医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士などが利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行います。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	回数/年	60	220	208	180	180	180
	人数/年	4	16	12	12	12	12
介護給付	回数/年	1,158	875	1,760	1,463	1,477	1,574
	人数/年	91	87	152	108	108	120

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

予防給付については、推計上、平成30年度以降、給付の上昇は見込まれていません。
介護給付については、給付の上昇が見込まれています。

⑤ 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

ア. サービスの概要

在宅で療養していて、通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言などを行います。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数/年	13	7	12	0	0	0
介護給付	人数/年	808	872	840	996	1,020	1,092

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

予防給付については、推計上、平成30年度以降、給付は見込まれていません。

介護給付については、給付の上昇が見込まれています。

⑥ 通所介護

ア. サービスの概要

日中、デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付	回数/年	29,946	26,568	27,688	35,778	36,883	39,746
	人数/年	2,463	2,099	2,172	2,868	2,988	3,240

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

介護給付については、平成30年度以降、給付の上昇が見込まれています。

⑦ 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション

ア. サービスの概要

介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図ります。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数/年	487	470	468	420	444	480
	回数/年	8,937	9,174	9,000	11,428	11,965	13,068
介護給付	人数/年	795	849	788	996	1,044	1,140

資料：福岡県介護保険広域連合

※予防給付については月額請求のため人数のみの集計となります。

ウ. 今後の見通し

予防給付、介護給付ともに、推計上、平成30年度以降、給付の上昇が見込まれています。

⑧ 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護

ア. サービスの概要

特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所してもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練（リハビリテーション）などを行います。一定期間、介護から解放される利用者家族にとって、自分の時間を持つことができることや、介護負担の軽減を図ることができます。また、利用者家族の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難なときにも役に立ちます。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	日数/年	59	120	152	186	186	186
	人数/年	12	20	20	24	24	24
介護給付	日数/年	5,150	6,123	7,264	7,099	7,378	7,822
	人数/年	457	481	496	528	552	576

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

予防給付、介護給付ともに、平成30年度以降、給付の上昇が見込まれています。

⑨ 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護

ア. サービスの概要

老人保健施設や診療所、病院などに短期間入所してもらい、医師や看護職員、理学療法士などによる医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービスです。一定期間、介護から解放される利用者家族にとって、自分の時間を持つことができたり、介護負担の軽減を図ることができます。また、利用者家族の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難なときにも役に立ちます。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	日数/年	0	0	16	0	0	0
	人数/年	0	0	4	0	0	0
介護給付	日数/年	69	98	76	96	96	96
	人数/年	17	22	20	24	24	24

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

予防給付については、推計上、平成30年度以降、給付は見込まれていません。

介護給付については、給付の上昇が見込まれています。

⑩ 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

ア. サービスの概要

利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るために福祉用具を借りるサービスです。また、在宅での介護を行っていく上で福祉用具は重要な役割を担っています。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数/年	742	781	756	720	756	816
介護給付	人数/年	2,046	2,127	2,272	2,388	2,460	2,652

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

予防給付、介護給付ともに、推計上、平成30年度以降、給付の上昇が見込まれています。

⑪ 特定介護予防福祉用具購入・特定福祉用具購入

ア. サービスの概要

利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るための指定された事業者から福祉用具を購入するサービスです。福祉用具購入では、その用途が「貸与になじまないもの」である用具の購入を行います。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数/年	28	13	16	24	24	24
介護給付	人数/年	33	41	64	48	48	48

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

予防給付、介護給付ともに、推計上、平成30年度以降も給付が見込まれています。

⑫ 介護予防住宅改修・住宅改修

ア. サービスの概要

在宅の利用者が、住みなれた自宅で生活が続けられるように、手すりの取り付けや段差解消などの住宅の改修を行います。20万円を上限に費用が支給されます。利用者だけでなく周りで支える家族の意見も踏まえて改修計画を立てていきます。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数/年	58	22	24	36	36	60
介護給付	人数/年	63	60	76	96	84	84

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

予防給付、介護給付ともに、推計上、平成30年度以降、給付の上昇が見込まれています。

⑬ 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

ア. サービスの概要

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事などの介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数/年	24	0	0	0	0	0
介護給付	人数/年	216	264	288	312	360	456

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

予防給付については、推計上、平成30年度以降、給付は見込まれていません。

介護給付については、給付の上昇が見込まれています。

⑭ 介護予防支援・居宅介護支援

ア. サービスの概要

「介護予防支援」は、要支援者がサービスを適切に利用できるよう、介護予防サービス計画（予防給付プラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います（地域包括支援センターで実施）。

「居宅介護支援」は、要介護者がサービス（施設を除く）を適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数/年	1,914	1,101	1,044	1,020	1,056	1,140
介護給付	人数/年	3,630	3,885	4,052	4,152	4,332	4,716

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

予防給付、介護給付ともに、推計上、平成30年度以降、給付の上昇が見込まれています。

2 地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、平成18年4月に創設されたサービスで、法令上、市町村長（本町の場合は、介護保険広域連合の長）がサービス事業者の指定・指導・監督を行います。高齢者が中重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で生活が続けられるように、地域住民のニーズを反映した、より細やかで質の良いサービスをめざして、当該市町村の住民を対象に、独自に提供されるサービスです。

地域密着型サービスについては、今後、人口の高齢化がさらに進展し、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められるなかで、将来、給付量が伸びていくことが想定されます。高齢者やその家族の意向等も注視しながら、高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、本町でも、地域密着型サービスのあり方について、より積極的な検討が求められます。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ア. サービスの概要

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付	人数/年	0	0	0	0	12	12

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

現在、給付実績はありませんが、推計上、平成30年度以降は給付が増加していくことが見込まれています。

平成37年（2025年）に向けて高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるよう、より積極的な検討が求められてくると考えられます。

エ. 町内対象施設

なし。

② 夜間対応型訪問介護

ア. サービスの概要

夜間において、定期的な巡回による訪問介護サービス、利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付	人数/年	0	0	0	0	0	0

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

介護給付は、推計上、平成30年度以降、給付は見込まれていません。

エ. 町内対象施設

なし。

③ 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

ア. サービスの概要

日中、デイサービスセンターなどにおいて、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事などの介護や生活などに関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）などを行います。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	回数/年	0	9	8	0	0	0
	人数/年	0	3	4	0	0	0
介護給付	回数/年	0	0	0	0	0	0
	人数/年	0	0	0	0	0	0

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

予防給付、介護給付ともに、推計上、平成30年度以降、給付は見込まれていません。

エ. 町内対象施設

なし。

④ 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

ア. サービスの概要

利用者の希望などに応じて、自宅またはこのサービスの拠点へ通い、もしくは短期間宿泊することなどを組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、その他生活等に関する相談、助言、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）を行います。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数/年	0	0	0	0	0	24
介護給付	人数/年	11	11	12	24	24	36

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

予防給付、介護給付ともに、推計上、平成30年度以降、給付が増加していくことが見込まれています。

平成37年（2025年）に向けて高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるよう、より積極的な検討が求められてくると考えられます。

エ. 町内対象施設

なし。

⑤ 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

ア. サービスの概要

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行います。少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることをめざします。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	人数/年	0	0	0	0	0	0
介護給付	人数/年	336	360	344	336	372	468

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

予防給付については、推計上、平成30年度以降、給付は見込まれていません。

介護給付については、徐々に給付が増加していくことが見込まれています。

平成37年（2025年）に向けて高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、より積極的な検討が求められてくると考えられます。

エ. 町内対象施設

グループホームあゆみ／グループホームあゆみ2番館／グループホームけいせん

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

ア. サービスの概要

介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付	人数／年	0	0	0	0	0	0

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

現在、介護給付は実績がなく、推計上、平成30年度以降も給付は見込まれていません。

エ. 町内対象施設

なし。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

ア. サービスの概要

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事などの介護といった日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）、療養上の世話を行います。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付	人数/年	168	156	144	144	144	144

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

介護給付は、推計上、平成30年度以降も給付が見込まれています。

エ. 町内対象施設

特別養護老人ホーム 薫風の苑

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

ア. サービスの概要

「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせ提供するサービスで、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた自宅や地域で安心して生活することが可能になります。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付	人数/年	0	0	0	0	12	12

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

現在、介護給付は実績がありませんが、推計上、平成30年度以降は給付が増加していくことが見込まれています。

平成37年（2025年）に向けて高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるよう、より積極的な検討が求められてくると考えられます。

エ. 町内対象施設

なし。

⑨ 地域密着型通所介護

ア. サービスの概要

日中、利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付	回数/年	-	5,763	4,856	6,428	6,983	7,682
	人数/年	-	498	416	552	600	660

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

介護給付は、推計上、平成30年度以降も給付の上昇が見込まれています。

平成37年（2025年）に向けて高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるよう、より積極的な検討が求められてくると考えられます。

エ. 町内対象施設

デイサービスセンター白藤の苑

3 施設介護サービス

施設介護サービスとは、要介護認定を受けた利用者が、法令に基づいて指定された介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設等）に入所して受けることができるサービスです。施設の指定・指導・監督の権限は、法令上、都道府県知事が有しています。

施設サービスについては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の新規入所者が原則要介護3以上とされ、より重度の要介護認定者の利用に重点を置く方向性が示されています。

入所を必要とする需要量を把握しつつ、現在の整備状況による供給量とのバランスを考慮し、適正な必要量を精査しながら、サービス提供の方向性を検討していくことが求められます。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

ア. サービスの概要

寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい人のための施設です。入所により、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練（リハビリテーション）、健康管理、療養上の世話などを行います。介護老人福祉施設は、老人福祉法では、特別養護老人ホームと呼ばれています。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付	人数/年	1,140	1,188	1,200	1,332	1,476	1,608

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

介護給付は、推計上、平成30年度以降も給付の上昇が見込まれています。入所を必要とする需要量を把握しつつ、現在の整備状況による供給量とのバランスを考慮し、適正な必要量を精査しながら、サービス提供の方向性の検討が求められてくると考えます。

② 介護老人保健施設（老人保健施設）

ア. サービスの概要

入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰をめざす施設です。利用者の状態にあわせた施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて行います。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付	人数/年	828	768	708	708	708	708

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

介護給付は、推計上、平成30年度以降も給付が見込まれています。

③ 介護療養型医療施設（療養病床等）

ア. サービスの概要

慢性疾患を有し、長期の療養が必要な人のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）です。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという人が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、機能訓練（リハビリテーション）などを行います。

イ. 実績と見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付	人数/年	216	264	264	264	264	264

資料：福岡県介護保険広域連合

ウ. 今後の見通し

介護給付は、推計上、平成30年度以降も給付が見込まれています。

平成36年度までに、介護医療院に移行するためその動向を注視します。

Ⅲ 第1号被保険者の介護保険料

ここでは、福岡県介護保険広域連合が策定する第7期介護保険事業計画に基づき、桂川町についての介護保険料を整理します。グループ別保険料とは、広域連合の構成市町村を3グループに分け、給付の状況に応じた保険料を設定するものであり、平成17年度から導入してきました。なお、桂川町のこれまでの介護保険料に関する推移*は以下に示す通りです。

<広域連合内グループ別保険料の推移>

第2期(平成17年度)

グループ	構成市町村別順位	介護給付費合計(円) (平成13年度～平成15年度) ①	高齢者人口合計(人) (平成13年度～平成15年度) ②	高齢者一人当たり給付費(円) ①÷②	保険料基準年額 (月額)＝年額÷12 ※1円未満四捨五入
A	14/60	3,056,897,466	10,020	305,080	65,712円(月額5,476円)

(Aグループ 1位～14位 Bグループ 15位～45位 Cグループ 46位～60位)

第3期(平成18年度～平成20年度)

グループ	構成市町村別順位	介護給付費合計(円) (平成14年度～平成16年度) ①	高齢者人口合計(人) (平成14年度～平成16年度) ②	高齢者一人当たり給付費(円) ①÷②	保険料基準年額 (月額)＝年額÷12 ※1円未満四捨五入
A	7/43	3,404,147,207	10,160	335,054	77,472円(月額6,456円)

(Aグループ 1位～9位 Bグループ 10位～33位 Cグループ 34位～43位)

第4期(平成21年度～平成23年度)

グループ	構成市町村別順位	介護給付費合計(円) (平成18年度～平成19年度) ①	高齢者人口合計(人) (平成18年度～平成19年度) ②	高齢者一人当たり給付費(円) ①÷②	保険料基準年額 (月額)＝年額÷12 ※1円未満四捨五入
A	7/39	2,441,078,143	6,963	350,579	75,300円(月額6,275円)

(Aグループ 1位～8位 Bグループ 9位～27位 Cグループ 28位～39位)

第5期(平成24年度～平成26年度)

グループ	構成市町村別順位	介護給付費合計(円) (平成21年度～平成22年度) ①	高齢者人口合計(人) (平成21年度～平成22年度) ②	高齢者一人当たり給付費(円) ①÷②	保険料基準年額 (月額)＝年額÷12 ※1円未満四捨五入
A	7/33	2,516,910,357	7,015	358,790	79,072円(月額6,589円)

(Aグループ 1位～8位 Bグループ 9位～25位 Cグループ 26位～33位)

第6期(平成27年度～平成29年度)

グループ	構成市町村別順位	介護給付費合計(円) (平成24年度～平成25年度) ①	高齢者人口合計(人) (平成24年度～平成25年度) ②	高齢者一人当たり給付費(円) ①÷②	保険料基準年額 (月額)＝年額÷12 ※1円未満四捨五入
B	10/33	2,649,515,477	7,641	346,750	66,535円(月額5,545円)

(Aグループ 1位～8位 Bグループ 9位～25位 Cグループ 26位～33位)

第7期(平成30年度～平成32年度)

グループ	構成市町村別順位	介護給付費合計(円) (平成27年度～平成28年度) ①	高齢者人口合計(人) (平成27年度～平成28年度) ②	高齢者一人当たり給付費(円) ①÷②	保険料基準年額 (月額)＝年額÷12 ※1円未満四捨五入
B	13/33	2,841,551,840	8,662	328,048	74,361円(月額6,197円)

(Aグループ 1位～8位 Bグループ 9位～25位 Cグループ 26位～33位)

* 福岡県介護保険広域連合では、設立当初は全ての構成市町村で同一の保険料としていましたが、平成13～15年度3か年の実績における「高齢者一人当たり給付費」(介護保険給付費実績額を高齢者人口で除した額)について構成市町村間で2.5倍の格差が発生し、給付と負担の関係から不公平感が生じたことや、市町村合併により構成市町村の脱退等が進んだことなどを踏まえ、平成17年度に第2期計画の改定を実施し、構成市町村ごとの「高齢者一人当たり給付費」が高額な順に、A、B、Cの3グループに分けるグループ別保険料を導入しました。また、その後の計画策定においても、同様に格差が発生しているため、グループ別保険料を継続しています。

また、平成30～32年度についても、このグループ別保険料を継続し、構成市町村の給付水準が高いほうから順にA、B、Cの3グループに分け、グループごとに介護保険事業の収支がまかなえる保険料を設定しています。

<第7期計画でのグループ別・所得段階別保険料>

所得段階	対象者		平成30～32年度の保険料年額(月額目安)			
			基準額に 乗じる割合	Aグループ	Bグループ	Cグループ
第1段階	本人及び 世帯員全員 が市町村民 税非課税	①生活保護の受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③公的年金等収入額と合計所得金額等(※1)の合計額が80万円以下の方	0.50	48,287円 (4,024円)	37,181円 (3,098円)	31,548円 (2,629円)
第2段階		公的年金等収入額と合計所得金額等(※1)の合計額が80万円を超え120万円以下の方	0.75	72,431円 (6,036円)	55,771円 (4,648円)	47,322円 (3,944円)
第3段階		〃 の合計額が120万円を超える方	0.75	72,431円 (6,036円)	55,771円 (4,648円)	47,322円 (3,944円)
第4段階	本人が市町村 民税非課税だ が世帯の中に 市町村民税課 税者がある	〃 の合計額が80万円以下の方	0.90	86,917円 (7,243円)	66,925円 (5,577円)	56,786円 (4,732円)
第5段階		〃 の合計額が80万円を超える方	(基準額) 1.00	96,574円 (8,048円)	74,361円 (6,197円)	63,096円 (5,258円)
第6段階	本人が 市町村 民税課税	合計所得金額から特別控除額(※2)を引いた額が120万円未満の方	1.20	115,889円 (9,657円)	89,233円 (7,436円)	75,715円 (6,310円)
第7段階		〃 を引いた額が120万円以上200万円未満の方	1.35	130,375円 (10,865円)	100,387円 (8,366円)	85,180円 (7,098円)
第8段階		〃 を引いた額が200万円以上300万円未満の方	1.60	154,518円 (12,877円)	118,978円 (9,915円)	100,954円 (8,413円)
第9段階		〃 を引いた額が300万円以上320万円未満の方	1.65	159,347円 (13,279円)	122,696円 (10,225円)	104,108円 (8,676円)
第10段階		〃 を引いた額が320万円以上340万円未満の方	1.70	164,176円 (13,681円)	126,414円 (10,535円)	107,263円 (8,939円)
第11段階		〃 を引いた額が340万円以上360万円未満の方	1.75	169,005円 (14,084円)	130,132円 (10,844円)	110,418円 (9,202円)
第12段階		〃 を引いた額が360万円以上380万円未満の方	1.80	173,833円 (14,486円)	133,850円 (11,154円)	113,573円 (9,464円)
第13段階		〃 を引いた額が380万円以上400万円未満の方	1.85	178,662円 (14,889円)	137,568円 (11,464円)	116,728円 (9,727円)
第14段階		〃 を引いた額が400万円以上420万円未満の方	1.90	183,491円 (15,291円)	141,286円 (11,774円)	119,882円 (9,990円)
第15段階		〃 を引いた額が420万円以上440万円未満の方	1.95	188,319円 (15,693円)	145,004円 (12,084円)	123,037円 (10,253円)
第16段階		〃 を引いた額が440万円以上460万円未満の方	2.00	193,148円 (16,096円)	148,722円 (12,394円)	126,192円 (10,516円)
第17段階		〃 を引いた額が460万円以上480万円未満の方	2.05	197,977円 (16,498円)	152,440円 (12,703円)	129,347円 (10,779円)
第18段階		〃 を引いた額が480万円以上500万円未満の方	2.10	202,805円 (16,900円)	156,158円 (13,013円)	132,502円 (11,042円)
第19段階		〃 を引いた額が500万円以上520万円未満の方	2.15	207,634円 (17,303円)	159,876円 (13,323円)	135,656円 (11,305円)
第20段階		〃 を引いた額が520万円以上540万円未満の方	2.20	212,463円 (17,705円)	163,594円 (13,633円)	138,811円 (11,568円)
第21段階		〃 を引いた額が540万円以上560万円未満の方	2.25	217,292円 (18,108円)	167,312円 (13,943円)	141,966円 (11,831円)
第22段階		〃 を引いた額が560万円以上580万円未満の方	2.30	222,120円 (18,510円)	171,030円 (14,253円)	145,121円 (12,093円)
第23段階		〃 を引いた額が580万円以上600万円未満の方	2.35	226,949円 (18,912円)	174,748円 (14,562円)	148,276円 (12,356円)
第24段階		〃 を引いた額が600万円以上800万円未満の方	2.40	231,778円 (19,315円)	178,466円 (14,872円)	151,430円 (12,619円)
第25段階		〃 を引いた額が800万円以上の方	2.50	241,435円 (20,120円)	185,903円 (15,492円)	157,740円 (13,145円)

■介護保険料は年額で決定します。月額保険料は年額保険料を12月で割ったものを1円未満で四捨五入しています。

(※1) 合計所得金額等：合計所得金額－特別控除額 (※2) 一年金所得額 (注) この金額が0円以下の場合は0円とみなします。

(※2) 特別控除額：長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額のこと。

資料編

1 桂川町高齢者福祉施策推進協議会設置要綱

平成 26 年 9 月 30 日

桂川町要綱第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者福祉に関する総合的な施策について審議を行い、各専門分野の立場から総合的な意見を聴き、高齢者福祉に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、桂川町高齢者福祉施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 高齢者福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 高齢者福祉に関する総合的な施策の推進に関すること。
- (3) その他、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、おおむね委員 10 人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 介護保険関係者
- (5) その他町長が必要と認めた者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、初回の任期は平成 28 年 3 月末日までとする。

2 その職にあることより、委員になった者が当該職を辞任したときは、委員の職も辞任したとのみならず。なお、任期途中で委員が交代した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が召集する。会長は会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことできない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第7条 協議会において必要と認めるときには、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料を求めることができる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布日から施行する。

2 桂川町高齢者福祉施策推進協議会委員名簿

要綱 第3条 第2項	団体または機関	団体役職名	氏名
第1号	桂川町議会	文教厚生委員会委員	吉川 紀代子
第2号	飯塚医師会	専務理事	◎ 青柳 明彦
第2号	飯塚歯科医師会	常務理事	猪俣 卓也
第2号	飯塚薬剤師会	副会長	野田 聡
第3号	社会福祉法人桂川福祉会 明日香園 桂川町在宅介護支援センター	責任者	谷口 裕司
第3号	桂川町社会福祉協議会	事務局長	三宅 浩志
第3号	桂川町民生児童委員協議会	民生委員・児童委員	森本 道代
第3号	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	健康増進課長	掛川 秋美
第4号	介護保険広域連合田川・桂川支部	事務長補佐	大屋 智久
第5号	桂川町区長会	会長	○ 梅澤 邦夫

◎：会長 ○：副会長

任 期：平成29年4月1日～平成31年3月31日

3 計画策定の経緯

日 程	協 議 会	議 題 等
平成29年 11月29日	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定の趣旨と方法、スケジュールの説明 高齢者福祉サービス等の利用実績の説明
平成30年 1月29日	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 計画骨子案の協議
平成30年 2月28日	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 計画素案の協議
平成30年 3月5日～19日	パブリックコメントの実施	

4 用語解説

か行

◇ 介護医療院

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」などの医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設。

◇ 介護保険制度

加齢に伴い要介護状態または要支援状態に陥ることを保険事故（この制度の保険料・税金で補助する生活上の出来事）とする保険制度の総称。社会保険の一つ（他には、年金保険、医療保険、雇用保険、労災保険がある）。介護保険は、被保険者の要介護状態や要支援状態に応じて必要な保険給付（サービスの利用料を保険料・税金で補助すること）を行う。

◇ 介護予防

元気な人も支援・介護が必要な人も、生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い、状態に合った健康づくりを行うことを指す。

◇ 介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が介護予防および日常生活支援のための施策を総合的に行えるよう、平成 23 年の介護保険制度の改正において創設された事業で、平成 26 年の制度改正により新たに再編成され、現在は、「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」からなっている。介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス（配食サービス等）、介護予防ケアマネジメント（ケアマネジャーによるケアプラン。地域包括支援センターで行う）があり、要介護（要支援）認定で「非該当」に相当する第 1 号被保険者（高齢者）や要支援 1・2 と認定された被保険者を対象とする。介護予防訪問介護と介護予防通所介護がそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスに移行するとともに、この新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、平成 29 年 3 月末までに全市町村で実施するよう、各市町村で整備がすすめられた。

◇ 協議体

生活支援の基盤整備の充実化を図るためには、サービスを担う多様な主体の参画が必要であることから、多様な主体間の情報共有および連携・協働による資源開発を推進することを目的に、生活支援コーディネーターや地域における生活支援の担い手などの定期的な情報の共有・連携強化の場として設置するもの。

◇ 居住系サービス

認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護によるサービス。

◇ ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。①インテーク（導入）、②アセスメント（課題分析）の実施、③ケアプラン原案の作成、④サービス担当者会議の開催、④ケアプランの確定と実施（ケアプランに沿ったサービス提供）、⑤モニタリング（ケアプランの実施状況の把握）、⑥評価（ケアプランの見直し）、⑦終了、からなる。利用者和社会資源の結び付けや、関係機関・施設との連携において、この手法が取り入れられている。介護保険においては、「居宅介護支援」「介護予防支援」などで行われている。

◇ ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、利用者がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービスを提供する事業所、施設などとの連絡調整などを行う人のこと。

◇ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

身寄りがない、または、家庭環境や経済状況などの理由により、家族との同居が困難な高齢者を自治体の助成を受ける形で、比較的低額な料金で入居できる福祉施設。

◇ 権利擁護

対象となる人の権利をかばい、守ることを指す用語で、一般には、権利が侵害されている状態（あってはならない姿）からの脱却をめざすときに使われる用語。

◇ 権利擁護事業

権利を擁護するための事業で、認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業や、成年後見制度を活用するための事業のほか、高齢者に対する虐待を防止する取り組みなどがある。

◇ 口腔機能

食べたり、笑ったり、話したりするために使う口の中（歯や歯ぐき、舌）や口の周りの筋肉や唇の周りの働きのこと。

◇ 高齢者（高齢化率・前期高齢者・後期高齢者）

一般に、おおむね 65 歳以上の人をいい、総人口に占める 65 歳以上の人を高齢化率という。高齢化率が 7%を超えた社会を「高齢化社会」といい、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」という。高齢者のうち 65 歳以上 74 歳以下を「前期高齢者」、75 歳以上を「後期高齢者」という。

◇ 高齢者虐待

家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為のこと。高齢者の基本的人権を侵害・蹂躪し心や身体に深い傷を負わせるもので、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等

に関する法律（高齢者虐待防止法）」では、身体的虐待（身体拘束を含む）、性的虐待、心理的虐待、介護や世話の放棄（ネグレクト）、経済的虐待が定義されている。

さ行

◇ 在宅医療・介護連携推進事業（在宅医療・介護連携の推進）

在宅医療と介護の切れ目のない仕組みを構築するため、市町村や医師会等職能団体が事業主体として実施する事業。事業主体（在宅医療・介護連携拠点事業者）は、地域の医師・歯科医師・薬剤師・看護職員・ケアマネジャーなど多職種と協働して、地域の特性に応じた在宅医療・介護の支援体制を構築し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供をめざすとともに、在宅医療・介護に関する普及・啓発を促進することを目的に取り組む。

◇ 在宅サービス

在宅で生活する要支援・要介護認定者に対して提供される家事、介護、食事、入浴などの介護保険法に基づくサービス。

◇ 作業療法士（OT）

理学療法士および作業療法士法による国家資格を持ち、医師の指示により、身体または精神に障害のある人に対して、手芸、工作、歌、ダンス、ゲームなどの作業療法によってリハビリテーションを行う医療専門職。

◇ サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」において、介護・医療と連携し、高齢者への生活支援サービスを提供する賃貸住宅とされ、都道府県知事の登録を受けたものをいう。平成23年4月の改正により、それまでの高齢者円滑入居賃貸住宅制度を廃止し、国土交通省・厚生労働省共管の制度として創設された。居住部分の床面積25平方メートル以上、バリアフリー、状況把握サービスおよび生活相談サービスの提供、賃貸借契約などの居住の安定が図られた契約などの登録基準を満たす必要がある。

◇ サロン

互いに支えあって暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。

◇ 施設サービス

介護保険法に基づく、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院に入所して受けるサービス、および地域密着型介護福祉施設入所者生活介護によるサービス。

◇ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域に

において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人。

◇ 生活支援体制整備事業（生活支援体制の整備）

「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や「協議体」の設置等（「生活支援体制整備事業」）を通じて、市町村が中心となって、サービスが創出されるよう取り組みを積極的にすすめる事業のこと。具体的には、コーディネーターと協議体が協力しながら、①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起、②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ、③関係者のネットワーク化、④めざす地域の姿・方針の共有、意識の統一、⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発、⑥ニーズとサービスのマッチングなどの取り組みを総合的に推進する。

◇ 生活習慣病

食生活、運動習慣、休養・喫煙・飲酒などの生活習慣がその発症、進行に関与する疾病群。悪性新生物（がん）、脳血管障害、心臓疾患、高血圧、慢性気管支炎、肺気腫、脂肪肝、肝硬変、糖尿病などを指す。

◇ 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などの選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た行

◇ 団塊の世代

昭和 22 年（1947 年）～24 年（1949 年）頃の第 1 次ベビーブーム時代に生まれた世代。約 810 万人と推定され、前後の世代に比べて 2～3 割程度人口が多い。

◇ 地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時にすすめていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法で、具体的には、地域包括支援センターなどが主催し、以下のような機能が期待されている。①医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めること、②個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化すること、③共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげること。

◇ 地域支援事業

介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態などとなった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活

を営むことができるよう支援するため、市町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」からなる。

◇ 地域包括ケアシステム

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、住まい、医療、介護、生活支援・介護予防が一体的に提供されるケアシステム。

◇ 地域包括支援センター

平成 17 年の介護保険制度改正によって創設された。その事業内容は、介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任介護支援専門員と、3職種が業務分担することになる。センターはこの3職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現をめざすものである。

◇ 地域密着型サービス

認知症などで介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、日常生活圏域のなかで提供される多様で柔軟な介護サービス。保険者である市町村もしくは広域連合が事業者指定の権限を持ち、原則としてその市町村もしくは広域連合の構成市町村の住民のみが利用できる。

◇ 特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査とは、自治体や企業の医療保険者が実施している糖尿病等の生活習慣病とその予備群の人を早期発見するための健診。対象年齢は 40 歳から 74 歳。腹囲や血圧などから内臓肥満症候群（メタボリックシンドローム）、または、その前段階と認められた健診受診者に対し、保健師や管理栄養士が運動指導や栄養指導を行う（特定保健指導）。

な行

◇ 二次保健医療圏

高度あるいは特殊な医療を除く入院医療を主体とした一般の医療需要に対応し、医療機関相互の機能分担と連携に基づく包括的な保健医療サービスを県民に提供していくための基礎となる圏域。

◇ 日常生活圏域

市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供する施設などの整備その他の条件を総合的に勘案して定める区域。

◇ 認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解し合う場。

◇ 認知症ケアパス

早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく、本人やその家族への支援を実施する体制を示したもので、地域ごとに認知症の状態に応じた適切なサービスを提供するための連携の仕組み。

◇ 認知症サポーター養成講座

講師であるキャラバンメイトと町が協働で行うもので、地域や職域・学校などで認知症を正しく理解してもらい、地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を養成する講座。

◇ 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行う。

◇ 認知症地域支援推進員

医療機関や介護サービスなどの支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う人。

◇ 認知症総合支援事業（認知症ケア体制の整備）

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、国では「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を平成 27 年 1 月 27 日に策定し、同年、「認知症総合支援事業」が地域支援事業として位置づけられた。認知症総合支援事業では、保健・医療・福祉のさまざまな分野の専門職が、初期の段階で認知症による症状の悪化防止のための支援や、認知症の人やその疑いのある人に対して、総合的な支援を行うもので、大きく分けて、認知症初期集中支援推進事業（できる限り早い段階からの支援）と、認知症地域支援・ケア向上事業（地域における医療・介護等の連携の推進）で構成されている。

は行

◇ バリアフリー

身体の不自由な人が生活する上で、行動の妨げとなる物理的および精神的な障壁を取り去った、やさしい生活空間のあり方をいう。障がい者や高齢者が生活する上で、住宅では段差のない床など住宅の中の障害となるものを取り除くこと。

◇ パブリックコメント

（国民・住民など）公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられ

る。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続（制度）とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

◇ 避難行動要支援者（名簿）

平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。また、同法では、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けることが規定された。

ま行

◇ 民生委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

や行

◇ 有料老人ホーム

老人福祉法に基づく、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持および生活の安定のために必要な措置として設けられている制度による施設。常時 1 人以上の老人を入所させて、介護などサービスを提供することを目的とした施設で、老人福祉施設でないものをいう。その類型は、健康型有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、介護付有料老人ホームの 3 類型に大きく分類される。また、その設置に当たっては都道府県知事、政令指定都市長または中核市市長への届出が必要となる。

◇ 養護老人ホーム

老人福祉法に基づく、心身・環境・経済上の理由により、家庭で養護を受けることが困難な高齢者を入所させて養護する施設。

◇ 要介護者

要介護状態（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排せつ、食事など日常生活での基本的な動作において、6ヶ月にわたり継続して常時介護が必要と見込まれる状態）にあると認定された人のこと。介護の必要の度合いに応じて、要介護1から要介護5までに区分される。

◇ 要介護認定

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定するもの。

介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が規定されている。

◇ **要支援者**

要支援状態（加齢に伴い生ずる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排せつ、食事など日常生活での基本的な動作において、6ヶ月にわたり継続して日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態）にあると認定された人のこと。支援の必要の度合いに応じて、要支援1、要支援2に区分される。

ら行

◇ **理学療法士（PT）**

理学療法士および作業療法士法による国家資格を持ち、身体機能の回復を電気刺激、マッサージ、温熱その他理学的な手段で行う医療専門職。

桂川町第7期高齢者福祉計画

発行年月 平成30年3月

編集・発行 桂川町 健康福祉課 高齢者・女性係
〒820-0693 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居361番地
TEL : 0948-65-0001 / FAX : 0948-65-0078
E-mail : koreisha-josei@town.keisen.fukuoka.jp



桂川町